

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年3月31日
【計算期間】 第6期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）
【ファンド名】 野村JPMワールドCBファンド
(Nomura JPM World CB Fund)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A,33,rue de Gasperich,L-5826 Hesperange,Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成22年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.77円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

野村JPMワールドCBファンド（Nomura JPM World CB Fund）（以下「ファンド」といいます。）の目的は、主として世界各国のCB（転換社債など）※に分散投資することにより、受益者に投資収益を提供することです。

※CB 世界各国で発行される、一定の条件で株式に転換できる権利の付いた社債の総称として用います。日本においては、平成14年4月の商法改正前に発行された「転換社債」と商法改正以後に発行された「転換社債型新株予約権付社債」の双方を含みます。

ファンドは主として世界各国のCBに分散投資を行います。

CBへの投資にあたっては、投資対象地域を分散しながら、原株の株価見通し、発行企業の信用力、CBの価格水準、株価との連動性などのCB固有の要素を勘案して選定した銘柄に投資し、受益者に投資収益を提供することをめざして運用を行います。

ファンドは米ドル建てのほかに、ユーロ、日本円、英ポンド建てなどのCBに投資しますが、米ドルに対する為替ヘッジは原則として行いません。

ファンドはルクセンブルグの法律によって設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンド証券は記名式無額面、米ドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

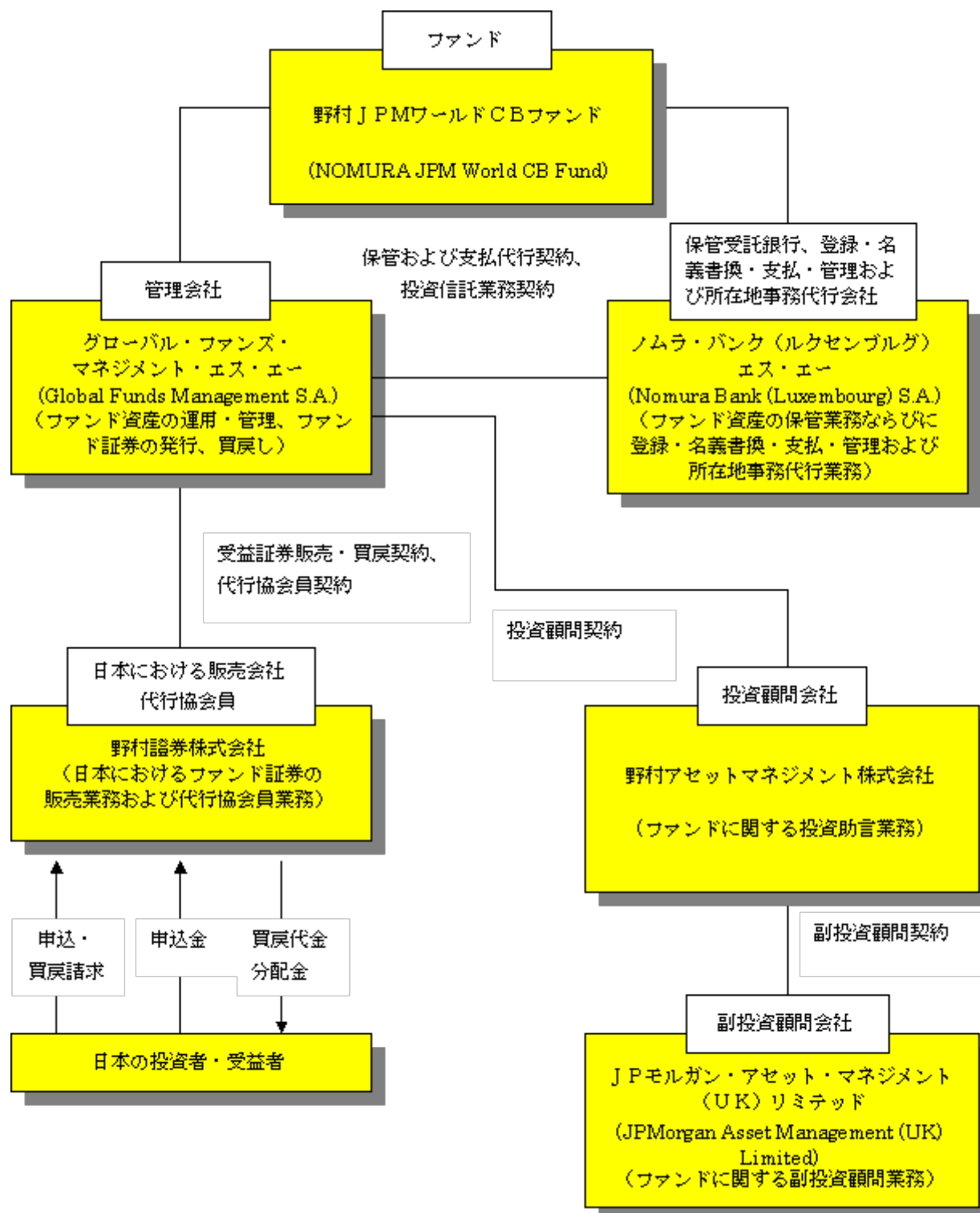
ファンド証券の格付けは取得していません。

なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。ファンドは、一定のリスクを負担しつつ、高い投資総収益と若干の資産の成長を期待する投資家のために設定されています。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資家の方々は、以下の「投資リスク」に記載されるリスクを十分ご検討下さい。

(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



②管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2004年2月17日付で締結され、2004年3月10日付（2004年4月4日効力発生）および2006年2月27日付（2006年3月31日効力発生）で修正された約款。
②保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2004年2月17日付で管理会社との間で締結された保管および支払代行契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2004年2月17日付で管理会社との間で締結された投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。
③投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	2004年2月17日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）に基づく、ファンドに関する投資助言業務。
④副投資顧問会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)	2004年2月17日付で投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約に基づく、ファンドに関する副投資顧問業務。
⑤代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	2004年2月17日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注4）に基づく、日本における代行協会員業務。 2004年2月17日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（注5）（2007年3月12日付変更契約により変更済）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管および支払代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務・管理および所在地事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいいます。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

③管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
①代表者の役職氏名	取締役会長 松 本 晃 一
②本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
③設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、投資信託に関する2002年12月20日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。）第14章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。
④事業の内容	管理会社の目的は、（ルクセンブルグ投信法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。
⑤資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,687万円）で、2010年1月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約312万円）で記名式株式15株を発行済です。 （注）ユーロの円貨換算は、平成22年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.99円）によります。
⑥沿革	1991年7月8日設立
⑦大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、15株すべてを所有しています。
⑧本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において (1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限 (2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限 を委任されています。 また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 一 木 剛太郎 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは主として世界各国のＣＢに分散投資を行います。

ＣＢへの投資にあたっては、投資対象地域を分散しながら、原株の株価見通し、発行企業の信用力、ＣＢの価格水準、株価との連動性などのＣＢ固有の要素を勘案して選定した銘柄に投資し、受益者に投資収益を提供することをめざして運用を行います。

ファンドは米ドル建てのほかに、ユーロ、日本円、英ポンド建てなどのＣＢに投資しますが、米ドルに対する為替ヘッジは原則として行いません。

（２）【投資対象】

ファンドは世界各国の多様なＣＢを主たる投資対象とします。

株式、債券、ワラントおよび短期金融商品については、ファンド資産の３分の１を限度として投資を行う場合があります。

ヘッジ目的およびファンドの効率的な運用を行うために、オプションおよび先物取引を用いることがあります。

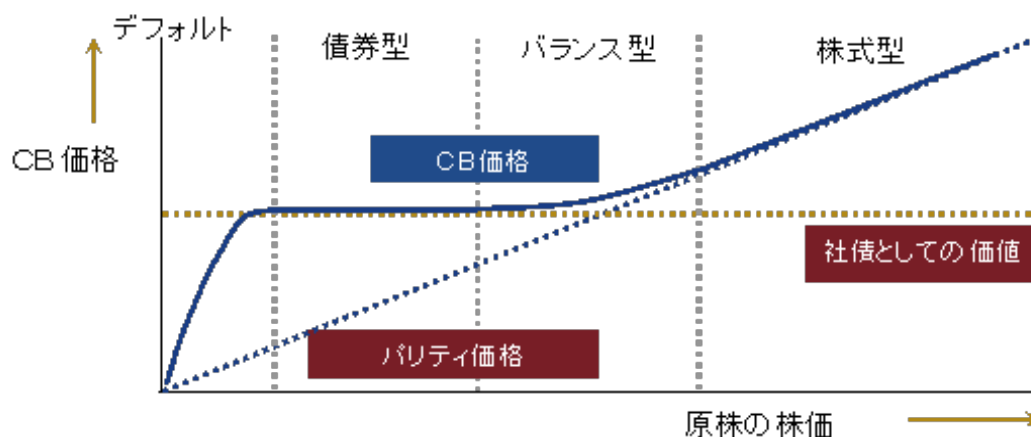
また、ファンドは、多種多様な通貨建ての証券に投資します。

ファンドはＣＢを主たる投資対象としますが、市場環境によっては適切な投資機会に応じ、債券や短期金融商品への投資割合を大きくする場合があります。

ＣＢの特徴

- ・ ＣＢとは、一定の条件で株式に転換できる権利の付いた社債です。
- ・ ＣＢは、株式と社債双方の性格を併せ持っています。
- ・ ＣＢの価格は一般的にまた歴史的にも、原株（転換対象となる株式）の上昇時にはある程度追随し、原株の下落時には債券価値により下値が限定されるという特徴があります。

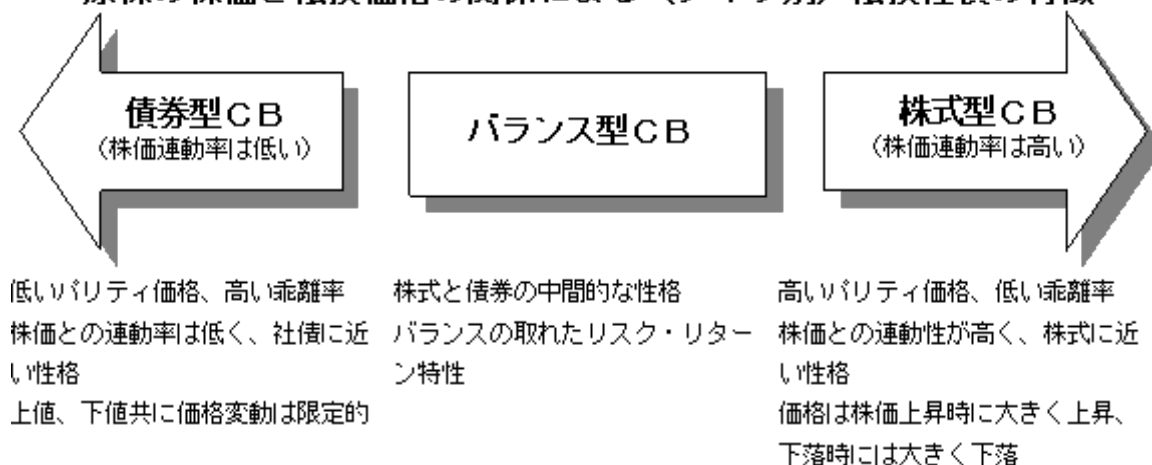
ＣＢ価格のイメージ図



パリティ価格：ＣＢの価値のうち、株式に転換できる権利がどの程度価値があるのかを測る目安となる指標です。理論価格ともいいます。

$$\text{パリティ価格} = \frac{\text{原株の株価}}{\text{転換価格}} \times 100$$

原株の株価と転換価格の関係による（タイプ別）転換社債の特徴



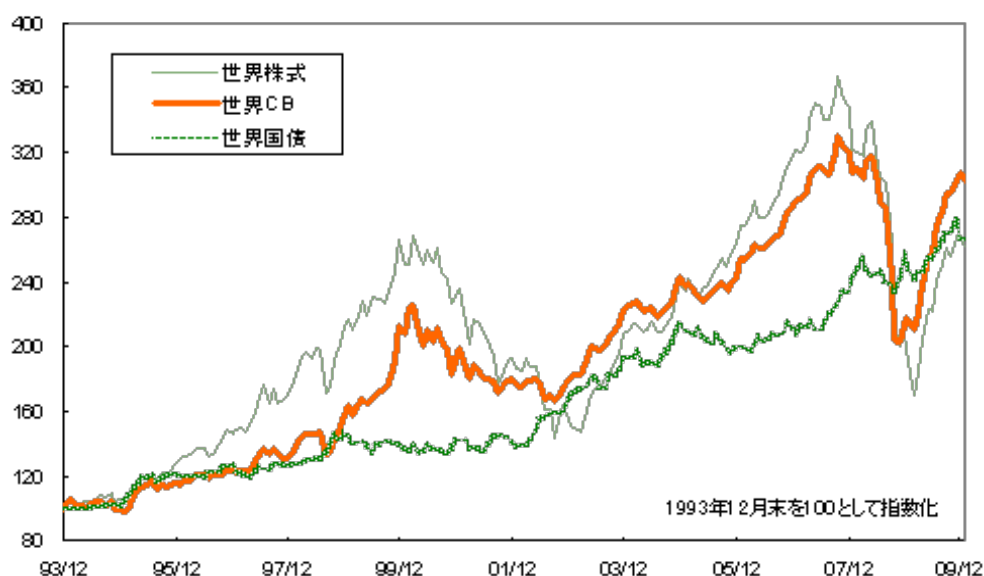
乖離率（かいりりつ）：

理論（パリティ）価格とCB価格（CBの時価）の差をパーセンテージであらわしたものです。CBの価値全体に占める、社債としての価値の割合を測る目安となる指標です。理論上、株式型の乖離率は低く、逆に債券型の乖離率は高くなります。

$$\text{乖離率} = \frac{(\text{CB価格} - \text{パリティ価格})}{\text{パリティ価格}} \times 100$$

世界のCB市場について

- CBの価格インデックスは、これまで株式の価格インデックスと比較的高い相関性を（特に上昇局面において）示しています。
- 以下の図からも、株価上昇局面においては株式市場の上昇に緩やかに追随し、株価下落局面においては下値抵抗力を発揮して株式市場程は下落していなかったことが見て取れます。



2010年1月末現在

出所：データストリーム

上記グラフは以下のデータ（米ドルベース）を使用しております。

世界株式：MSCI世界株式指数（配当込み）

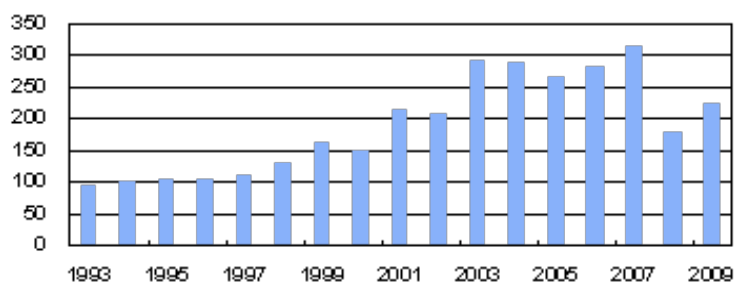
世界国債：シティグループ世界国債指数

世界CB：UBSグローバル・コンバーティブル・インデックス

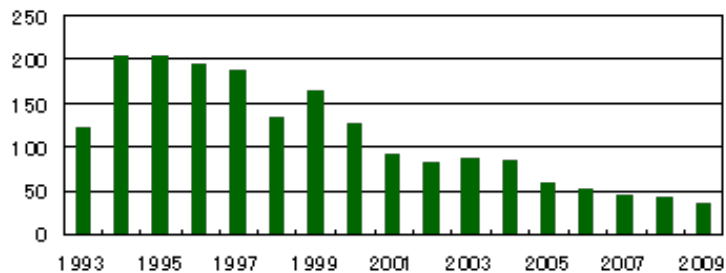
また、上記グラフは各指数の過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

地域別時価総額推移（単位：10億米ドル）

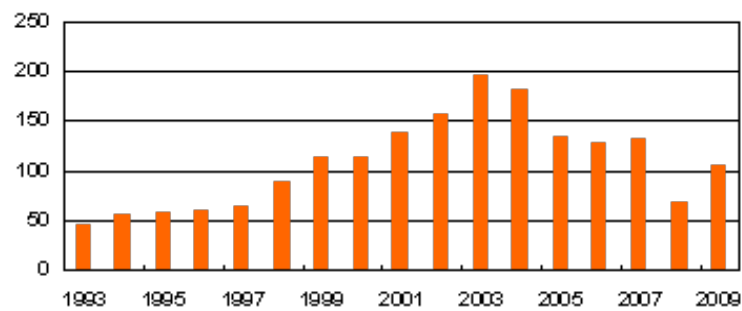
米国



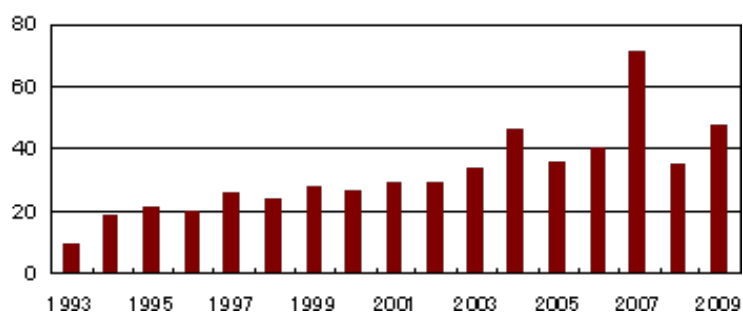
日本



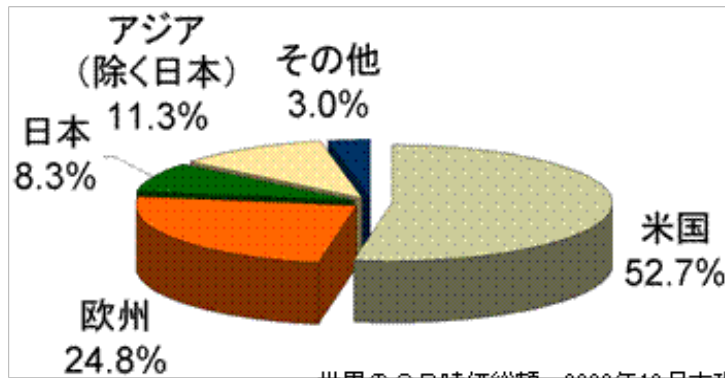
欧州



アジア(除く日本)



地域別構成比率



世界のC B時価総額 2009年12月末現在 約4,200億米ドル

（円換算 約37兆7,034億円）

地域別は転換対象株式の国籍に基づいたデータ

1米ドル＝89.77円（2010年1月末現在）にて換算

出所：バンクオブアメリカ・メリルリンチ、

データストリーム

市場の規模の増減は、ファンドの投資収益の程度を示唆するものではありません。前述の記載は、過去の事実に基づき、一般論として述べたものです。これらの特徴は、金融市場の状況、世界的また地域的な経済・政治情勢によっても左右されます。いつの時代にも、どんな市場環境でも、また全てのC Bがこうした特徴を持つわけではありません。

ベンチマーク

ファンドはUBSグローバル・コンバーティブル・インデックス（UBS Global Convertible Index）をベンチマークとします。このインデックスは世界のC B（転換社債）市場の動きを示す、時価総額加重平均法によるトータル・リターン・インデックス（時価総額で加重平均した総合利回りの指標）で、1994年1月より算出されています。

ファンドはベンチマークを上回ることを目的として運用されます。ただし、ファンドはベンチマークと厳密な連動性を保つことをめざすものではなく、ファンドの投資成果はベンチマークと乖離する可能性もあります。

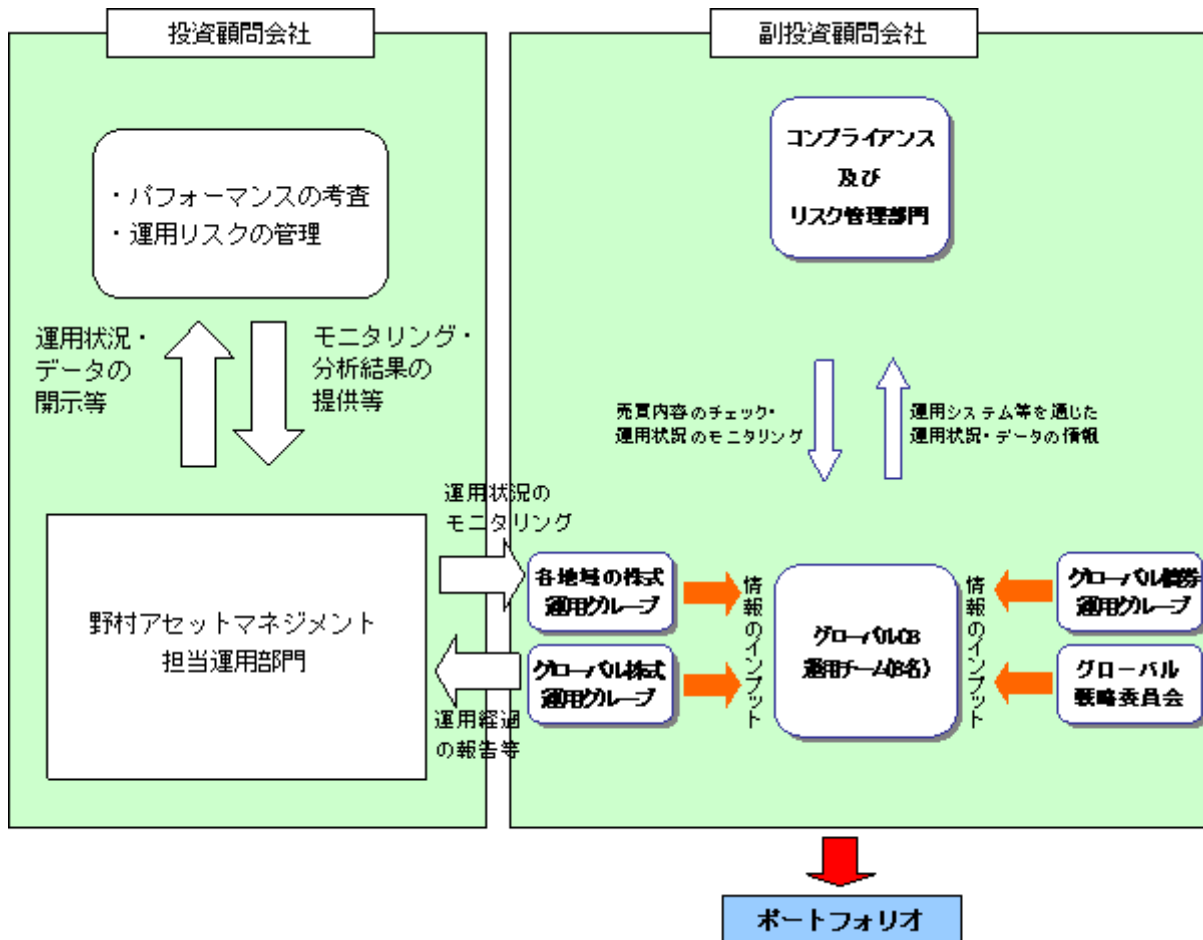
ベンチマークは、世界のC B（転換社債）市場の構成の変化や対象銘柄・指数などの改廃等によっては将来見直される場合があります。

(3) 【運用体制】

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメント株式会社はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社が相手方に対して3ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し最終的な責任を負います。

投資顧問会社の野村アセットマネジメント株式会社は、管理会社の承認を得て、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを副投資顧問会社とし、ファンド資産の運用の指図に関する権限を委託しています。ただし、投資顧問会社は、委託した業務に関して副投資顧問会社の行為および行為を行わなかったことについて、これらが投資顧問会社の行為であることと同様に、責任を負うものとします。

下記の図は、ファンドの運用における投資顧問会社および副投資顧問会社のそれぞれの役割を要約したものです。具体的な解説は以下の「投資プロセス」と「リスクに対する管理体制」の項をご参照ください。



※ ファンドの運用体制等は2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資顧問会社

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメント株式会社は投資顧問会社として、ファンド資産の投資を行います。

野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併、その後2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社と名称を改めました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、日本国内および海外の多様な投資家に投資信託、投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2009年12月末現在の国内外の株式・債券などの運用資産は21兆9,419億円となっています。

投資顧問会社は、管理会社の承認を得て、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを副投資顧問会社として指名し、ファンド資産の運用の指図に関する権限を委託しました。ただし、投資顧問会社は、委託した業務に関して、副投資顧問会社の行為および行為を行わなかったことについても責任を負います。

副投資顧問会社

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、1974年2月27日に英国において設立されました（資本金の額2,400万ポンド（2009年12月末現在））。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、米国のJ Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の運用会社の一つであり、投資運用、投資顧問および関連業務を、野村J P MワールドC Bファンドのような投資信託を含む幅広い顧客に提供しています。J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの投資業務は、英国の金融サービス機構により認可され、規制されています。

副投資顧問会社の世界規模のC B投資に関する投資方針は、ボトムアップ・アプローチを基本とします。歴史的に見て、C Bは債券との相関性が低く、債券的な価値による下値抵抗力を持つ一方、株式の値動きと高い相関性を示しています。このため、ファンドの運用成果を左右する最大の要因は原株の値動きであり、原株の見通しに基づいた銘柄選択が、ファンドの運用上最も重要であると考えています。

C Bは株式と債券との双方の性格を併せ持つ金融商品であるため、運用に際しては副投資顧問会社が属する「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの株式運用グループ、債券運用グループ双方の調査能力を活用します。

ファンドの運用上重要な要素である原株の見通しについては、各地域の株式運用グループおよびグローバル株式運用グループからの情報に基づいて、どの銘柄が魅力的であるかを判断しています。

信用分析（ＣＢを発行する企業の信用力（債務を履行する能力）を調査すること）はＣＢの運用において重要な要素です。「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループでは、グローバル債券運用グループに所属する専属の信用分析チームが信用分析に従事し、デフォルト（債務の不履行）のリスクが高い銘柄を排除することに努めます。また、格付け会社の評価が企業の実態よりも低い企業の発掘も行います。

投資プロセス

ファンドの運用は、①株価下落局面での社債的な価値による下値抵抗力和、②株価上昇局面での株価連動性による値上がり期待というＣＢの２つの特性を活かして行います。

ファンドは、銘柄の選定および運用のために副投資顧問会社のグローバルなネットワークおよび調査能力を活用します。

銘柄選択プロセスは以下のようになっています。

副投資顧問会社のグローバルな調査ネットワークの活用

銘柄選択プロセス

Step.1 企業の信用分析
(グローバル債券運用グループ)

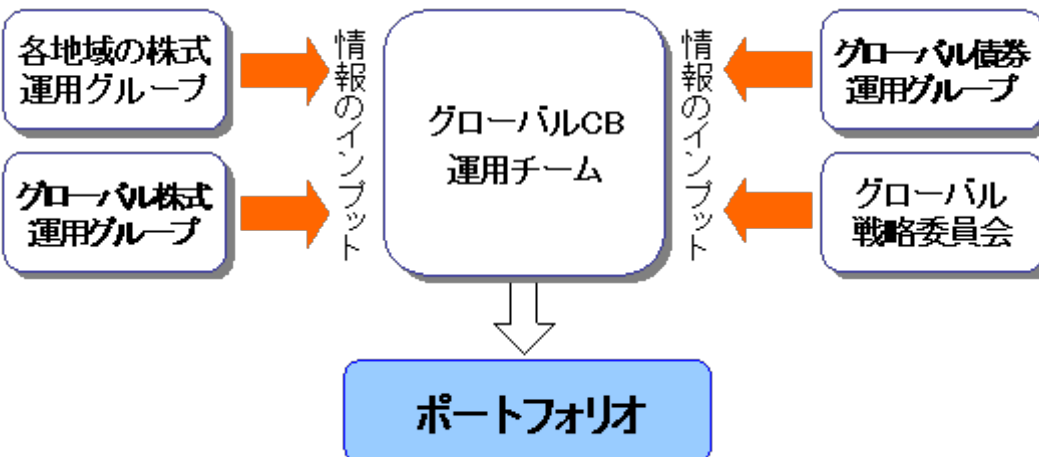
- ・グローバル債券運用グループのアナリストが個別企業の信用力をボトムアップで調査・分析
- ・デフォルトの可能性が高い銘柄を排除
- ・格付け機関の評価が低すぎる銘柄を抽出
- ・格付けが付与されていない銘柄についても独自に調査

Step.2 転換対象株式（原株）
の分析
(各地域の株式運用グループ)

- ・各地域の株式運用グループが、ボトムアップで銘柄を調査・分析
- ・企業取材などによって、経営、事業およびバランスシートの質を分析
- ・バリュエーションを勘案した上で、レーティングを付与

Step.3 最終投資銘柄の決定
(グローバル・マルチアセット・
グループ)
(グローバルCB運用チーム)

- ・上記信用分析、原株の分析の他に、マクロ見通しを反映した国別投資配分の方針、グローバル株式運用グループによって提供される地域横断的な株式の見通しなどを勘案して、最終的に投資銘柄を選定
- ・CBの特殊要因（株価連動性、コーラビリティ（コールがかかるリスク）など）を考慮
- ・株式、債券の見通しに応じて、ポートフォリオ全体の株価連動性を調整



上記の投資プロセスは、事前の通知なく変更になることがあります。

＜語句の説明＞

- ※ 「ボトムアップ」のアプローチとは、割安性（バリュース）、成長性（グロース）、転換期（モメンタム）などの数々の尺度を基準に、個別の株式を分析することをいいます。
- ※ 「コーラビリティ」とは、発行会社がC Bを満期以前に、発行時に決められた価格で強制償還する権利をいいます。
- ※ 「株価連動性（デルタ）」とは、C B価格の株価の動きに対する感応度をいいます。

（４）【分配方針】

原則として毎年２回、３月と９月の最終評価日現在のファンドの保有者（受益者）に対して、主としてファンドの純投資収益から分配を行う意向です。

ファンドの投資収益および実現売買益（キャピタル・ゲイン）から半期、年次またはその他の分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

※分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の米ドル相当額を下回るような分配は行うことができません。

分配の行われる日から５年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組込まれます。

（５）【投資制限】

- １．管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- ２．管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。また、管理会社は、購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドとあわせて、いずれかの発行体のいずれかの種類の株式の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- ３．管理会社は、発行者の経営に重大な影響を与えうることとなるような議決権付株式に、ファンドのために投資することはできません。
- ４．管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の持分証券または受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。
管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の持分証券または受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該持分証券または受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課しません。
- ５．管理会社は、不動産を購入しません。
- ６．管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引きする会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
- ７．管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- ８．管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- ９．管理会社は、上記８．記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。

10. 公認の証券取引所または定期的取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。本要件上、NASDAQが管理する全米店頭債券市場は「規制ある市場」です。
11. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではありません。
12. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限り、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。
- i) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
- ii) 当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる取引から生じる債務を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合に限り、証券のコール・オプションを売却することができます。
13. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。
- ただし、管理会社は、格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。
14. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、以下の場合を除きます。
- (i) ファンドの組入証券の価格変動リスクのヘッジ目的やデュレーションの調整を目的とする場合（ただし、管理会社は、ファンドのために、ファンドの組入証券の対応部分の価格変動のリスクに対応する範囲内でのみ金融先物売渡取引に関する残高を保有することができます。）。
- (ii) 組入証券の効率的な運用を目的とする場合（ただし、管理会社は、金融先物の売買に関連する総額が何時にてもファンドの純資産価格を超えないという条件下でのみ、ファンドのために、一切の種類のかかる金融商品の先物契約の売買を行うことができます。）。
15. 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。ただし、以下の場合を除きます。
- a) ファンドの組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的として、管理会社は、ファンドのために、株式指数に対するコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入を行うことができます。この場合、該当する株式指数オプションに含まれる裏付証券の価格は、金融先物取引に関する残高と合わせて、ヘッジされる組入証券の総額を超えないものとします。
- b) ファンドの組入証券の効率的な運用を目的として、管理会社は、ファンドのために、株式指数に対するコール・オプションを購入することができますが、該当する株式指数オプションに含まれる裏付証券の価格が現金、短期債務証券および権利行使価格で処分される商品または証券により賄われることを条件とします。ただし、ファンドのために管理会社により購入される証券オプションおよび指数オプションの総取得価格（支払プレミアムベース）は、ファンドの純資産価格の15%を超えないものとします。
16. 管理会社は、専門的な銀行、貸付機関および格付けの高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリームもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通してファンドの組入証券の貸付を行うことができます。証券の貸付期間は30日間を超えることはできません。かかる貸付は、現金またはOECD加盟国またはその地方機関により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証されます。ただし当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた証券の総評価額と同額でなければなりません。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで凍結されなければなりません。貸付けは、組入証券の市場価格総額の50%を超えないものとします。ただし、この制限は、ファンドがいつでも貸付契約を解除し、貸付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されません。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担します。

管理会社はファンドのために当該取引に専門化している優秀な金融機関とレポ契約および逆レポ契約を締結することができます。管理会社は、レポ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは（1）当該証券をその所有者の請求により購入または買戻す義務および（2）当該証券をその株主の請求により買戻す義務を常に履行できるようにしなければなら

せん。

管理会社は、ファンドのために、上記14. および15. にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限って行うものとします。上記12. および13. にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している一線級の金融機関とO T Cオプション取引を行うことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レポ契約は、担保として機能する裏付証券への投資とのみみなされます。

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己もしくは他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者の保証人となることはできません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドの投資対象は値動きのあるもので、ファンドの資産は、これら値動きのある投資対象の時価により評価されます。また、ファンドの表示通貨以外の外貨建て資産はその時々々の為替レートに基づいて評価されます。したがって、ファンドの資産価値、また1口当りの価格は、投資対象の価格および為替レートの変化につれて変動することになります。さらに、ファンド資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々々の為替レートにも左右されます。以上述べた要因などにより、ご投資いただいた金額（投資元本）が保証されているものではありません。

ファンドは、運用方針に基づいてファンドの目的達成に努めますが、資金動向や市況動向などによっては方針どおりの運用ができない場合があるほか、不可抗力や不慮の出来事が生じる可能性もあり、常時ファンドの目的が達成されるという保証はありません。

ファンドの信託財産に生じた損益は全てファンド証券の保有者（受益者）に帰属します。

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因として、主として以下のものがありますが、リスク要因はこれらに限られるものではありません。

ファンドの投資対象を十分にご認識ください。投資いただく前に、本書に記載される投資対象全体のリスク因子につきご了承ください。

主なリスク

ファンドは、ファンドが投資するCB、その転換対象株式、その他の証券および金融商品が持つ価格変動リスクを含む様々なリスクを負っています。投資された元本が返却される保証はありませんし、ファンドの損益の全ては受益者に帰属します。

■概略

ファンド証券の価格やファンドからの分配金は、値上がりする可能性がある一方、値下がりする可能性もあり、投資いただいた元本が必ずしも回収できない可能性があることをご理解ください。過去の運用成果は、必ずしも将来の投資成果を予測するものではなく、ファンドは中長期の投資としてお考えください。

また、米ドル以外の外貨で投資される場合、投資収益は為替変動の影響も受けることになります。為替変動はファンドが投資する海外証券の価格の変動をもたらします。市場の動向によっては、保有している投資証券が無価値になる可能性もあります。

■株価変動リスク

転換社債等は、転換等対象株式の株価変動や金利変動等により価格が変動します。ファンドは転換社債等に投資しますので、これらの変動の影響を受け純資産価格は変動します。

■為替変動リスク

ファンドは米ドル以外の通貨建ての証券にも投資を行います。またファンドは原則として為替ヘッジを行いません。このため為替相場の変動により損失を生ずる場合があります。

■債券に関するリスク

- ・債券価格は金利水準によって大きく変化します。金利水準の上昇は、しばしば債券価格の下落をもたらします。
- ・金利リスクは、分散投資を行うことによって軽減することができますが、それを完全に回避することはできません。
- ・ファンドの投資対象である債券の格付けが低下したり、債券の元本やクーポンの支払いが不履行となる可能性があり、こうした事態が生じた場合にはファンドの収入が減少したり、純資産価格が低下したりする可能性があります。

■規制リスク

ファンドはルクセンブルグ法に基づいて設立されており、投資家の居住する国の規制当局による法律上の保護が及ばない可能性があります。

■エマージング・マーケットの証券に投資するリスク

ファンドが投資する可能性のあるエマージング・マーケットは、法制や規制に関するインフラが未整備で、国内の市場参加者や海外の投資家に関する法律や規制が明確でない場合があります。エマージング・マーケットの中には、政治・経済的なリスク、法的なリスク、会計や市場慣行の未整備によるリスクなど、投資家にとって大きなリスクのあるものも存在します。

■ワラントのリスク

ファンドがワラントに投資する場合、ワラントの価格は、原株の価格に比べて変動が大きくなる可能性があります。

■先物およびオプションのリスク

ファンドは、場合によっては証券、インデックス、金利などを対象とする先物やオプションに投資する可能性があります。また、適切と考えられる場合には、「投資制限」の範囲内で、市場リスクや為替リスクをヘッジするために先物、オプションや通貨フォワード契約などを使用する可能性があります。

先物取引は高いリスクを伴う場合があります。証拠金の金額は、先物契約の名目金額に比べて少額であるため、その取引はレバレッジの利いた取引となります。小幅な市場値動きを増幅して、損益両面で投資家に大きな影響を与えることとなる可能性があります。損失の可能性を一定の水準に保つために行う先物取引も、市場環境によっては、そうした取引を行うこと自

体が困難になる場合があります、結果として当初の目的を達せられない場合もあります。

オプション取引も、高いリスクを伴う場合があります。特に、オプションを売る取引はオプションを買う取引に比べてリスクが高くなります。オプションを売ればプレミアムを受取ることができますが、対象となる証券の値動きによる損失はそのプレミアムを大きく上回る可能性があります。オプションの売り主は、買い主から対象証券の引渡しや現金での支払いの要求を受ける可能性があります。ただ、オプションを売却しても、そのオプションが対象としている証券や先物などを既に保有していれば、リスクを軽減できる場合があります。

■課税についてのリスク

各市場において、有価証券の売買益や取得した分配金、その他の収入に対して、源泉徴収を含む課税がなされる場合があります。ファンドは、税法や商慣習が未整備である国に投資することがあるため、法律や商慣習の解釈が変更されたり、法律が過去にさかのぼって変更される可能性があります。また、目論見書の発行日後、あるいは既に投資・評価・処分された後に追加的な税金が課されることになる可能性があります。

■証券決済に関するリスク

市場によっては、決済リスクを回避するための受渡し・支払い方法（アゲンスト・ペイメント）が確立されていないところもあります。こうした市場では、申込代金の支払いが有価証券の受取りの前に要求されたり、売却による受渡し売却代金受取りの前に要求される場合があります。

■所有権に関するリスク

有価証券の法的な所有権、実質的所有権などの概念についての立法の枠組が開発途上にある市場もあります。そのため、結果としてそのような市場では、名義人や管理会社が完全な所有権をもつ登録上の所有者とみなされ、実質的な権利者の権利が尊重されないという判断がなされる可能性があります。

■利益相反の可能性

- ・投資顧問会社、副投資顧問会社ならびにそれぞれの世界中の最終的親会社、子会社および関連会社（以下「投資顧問会社等」といいます。）は、投資顧問会社等に直接・間接に利益が発生し、投資顧問会社および副投資顧問会社のファンドに対する義務に潜在的に抵触するような証券取引を行なう可能性があります。
- ・投資顧問会社等は、特に定めのない限り、潜在的な利益相反について事前にファンドに連絡したり、そうした取引により生じた利益をファンドに返却したり、投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬を減額したりすることはありません。
- ・投資顧問会社および副投資顧問会社は、そうした取引が、他の取引に比較してファンドにとって不利にならない条件で、執行されるよう確保します。
- ・投資顧問会社等は、一任で運用アドバイスを行っている他の顧客にファンド証券を推奨することがあります。投資顧問会社等がこれらの顧客にファンド証券を担保として貸付などを行い、その顧客が債務不履行となるような場合には、投資顧問会社等が大量のファンド受益証券を保有する可能性があります。
- ・ファンドに対するサービスを行う投資顧問会社および副投資顧問会社は、投資顧問会社等が行う、相互間の取引、プログラム取引、マーケット・メーカーやブローカーとしての取引、自己または他人の勘定での第三者との取引などを行うことができます。

(2) リスクに対する管理体制

1) 投資顧問会社におけるリスク管理

投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社におけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

リスク管理関連の委員会

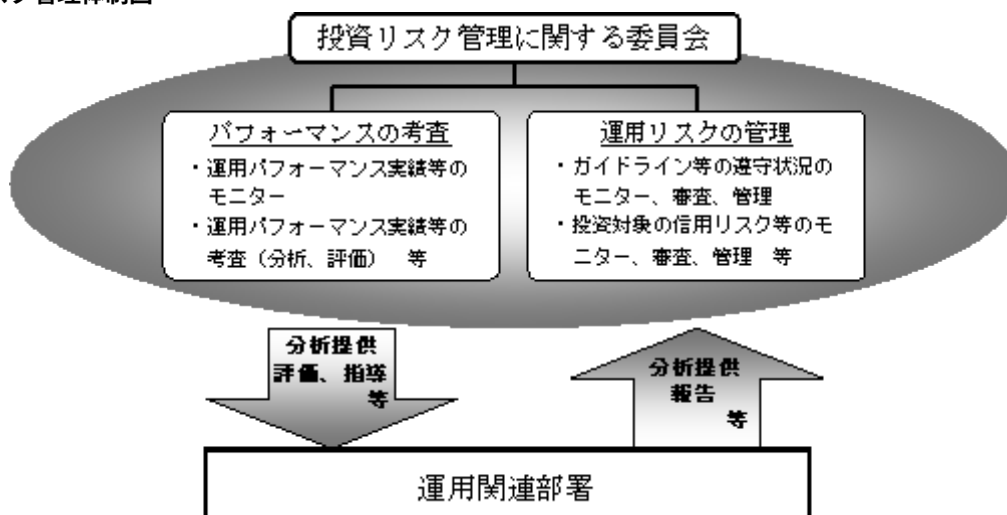
◆パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※ この情報は2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2) 副投資顧問会社におけるリスク管理

リスク管理は副投資顧問会社における投資プロセスの主要な部分であり、同社のアプローチの際立った特徴となっています。また、変動の激しい市場環境においては特に、厳格なリスクコントロールは重要性を増しています。副投資顧問会社は投資プロセスの各段階においてリスク管理に注力しており、包括的にリスクをモニタリングするための手続きを確立するための手法やシステムに投資をしてきました。

また、副投資顧問会社は、有価証券の売買の発注前および発注後にポートフォリオを適切に管理するためのいくつかの会社独自のリスクモデルを持っています。

ポートフォリオレベルでは、リスク管理チームは、ポートフォリオの変動率の水準をコントロールするために定型化されたプロセスにしたがって作業しており、リスクが正しくコントロールされていることを確認しています。また、変動率をコントロールするためには、リスクのレベルが定められ、ファンドマネジャーはその数値にしたがってポートフォリオを構築します。リスク管理チームは利回り、パリティとの乖離、株価との連動性、原株の価格の急落、発行体の市場でのクレジット評価などをモニタリングします。

ファンドの投資制限を超えた注文を防止するために、運用システムによって、有価証券の売買注文がトレーダーに到着するまでに、自動的にチェックがなされます。また全てのファンドのパフォーマンスは対ベンチマークでレビューされます。

※ この情報は2010年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。

② 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上100,000口未満	申込金額の3.150%（税込）
100,000口以上	申込金額の1.575%（税込）

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の管理報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資顧問会社は、四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.85%の投資顧問報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、随時合意する報酬を支払います。

2009年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、1,941米ドル、投資顧問報酬は165,050米ドルでした。

② 保管報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、純資産総額の平均額に基づき、ファンド資産から、保管報酬を受領する権利を有します（ファンドの純資産の平均額の年率0.14%程度）。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

2009年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、28,097米ドルでした。

③ 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.60%の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

2009年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、116,379米ドルでした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担します。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (d) 代行協会員が負担した合理的な額の実費。
- (e) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・券面または確認書の準備・印刷費
 - ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
 - ・日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配布するための費用。
 - ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。

- ・受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
- ・弁護士および監査人の報酬。
- ・日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社で作成すべき書類の作成費用。
- ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。ファンドの設定および当初募集の費用は、ファンドが負担し、5年を超えない期間にわたって償却されます。

2009年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、94,642米ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、確定申告を行った場合に限ります。）および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2010年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
転換社債	アメリカ合衆国	4,184,594	24.97
	イギリス	4,175,866	24.91
	フランス	2,457,238	14.66
	ドイツ	1,274,098	7.60
	日本	1,245,424	7.43
	ケイマン諸島	451,735	2.70
	スペイン	423,270	2.53
	ルクセンブルグ	371,750	2.22
	ベルギー	265,516	1.58
	スイス	215,421	1.29
	ハンガリー	146,903	0.88
	韓国	103,755	0.62
	ノルウェー	99,401	0.59
	イタリア	91,041	0.54
	オランダ	83,860	0.50
	シンガポール	69,029	0.41
	香港	27,325	0.16
	小計	15,686,227	93.59
ステップアップ／ダウン債	ルクセンブルグ	482,971	2.88
	小計	482,971	2.88
変動利付債	イギリス	293,846	1.75
	小計	293,846	1.75
受益証券／優先株	アメリカ合衆国	169,175	1.01
	小計	169,175	1.01
小計		16,632,218	99.23
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		128,230	0.77
合計 （純資産額）		16,760,449 （約1,505百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2010年1月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額／数量 (米ドル)	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	KFW CV 3.25% 27/06/13 DTE	ドイツ	転換社債	3.25%	2013年6月27日	400,000.00	157.74	630,976.22	146.12	584,494.52	3.49%
2	ESPIRITO SANTO CV STUP 15/11/25 WW	ルクセンブルグ	ステップアップ／ダウン債	3.55%	2025年11月15日	350,000.00	123.32	431,605.65	137.99	482,971.04	2.88%
3	CAP GEMINI SOGETI CV 3.5% 01/01/14	フランス	転換社債	3.5%	2014年1月1日	223,040.00	132.07	294,579.90	168.86	376,623.24	2.25%
4	RAFFLESIA CAP CV 1.25% 04/10/11 REG	イギリス	転換社債	1.25%	2011年10月4日	300,000.00	103.39	310,176.00	119.10	357,300.00	2.13%
5	ARTEMIS CONSEIL CV 2% 31/07/11 ARTE	フランス	転換社債	2%	2011年7月31日	221,394.40	146.70	324,776.02	160.08	354,403.30	2.11%
6	ARCELORMITTAL CV 7.25% 01/04/14	ルクセンブルグ	転換社債	7.25%	2014年4月1日	6,712.00	27.80	186,613.72	45.74	307,001.35	1.83%
7	ANGLO AMERICAN CV 4% 07/05/14 AAL	イギリス	転換社債	4%	2014年5月7日	200,000.00	101.90	203,800.00	153.45	306,896.00	1.83%
8	SALZGITTER FIN CV 1.125% 06/10/16	ドイツ	転換社債	1.125%	2016年10月6日	200,000.00	149.60	299,200.74	150.52	301,047.54	1.80%
9	SWISS AMERIC CV FRN 21/11/21 REGS	イギリス	変動利付債	3.25%	2021年11月21日	310,000.00	86.31	267,559.95	94.79	293,845.90	1.75%
10	UNIBAIL-RODAMCO CV 3.5% 01/01/15	フランス	転換社債	3.5%	2015年1月1日	157,044.28	131.57	206,615.88	184.08	289,091.55	1.72%
11	RAYONIER TRS HDG CV 3.75% 15/10/12	アメリカ合衆国	転換社債	3.75%	2012年10月15日	262,000.00	96.19	252,015.40	106.30	278,506.00	1.66%
12	ASAHI BREWERIES CV 0% 26/05/23	イギリス	転換社債	0%	2023年5月26日	23,000,000.00	0.99	228,228.01	1.18	270,505.21	1.61%
13	LIBERTY MEDIA CV 0.75% 30/03/23	アメリカ合衆国	転換社債	0.75%	2023年3月30日	269,000.00	101.57	273,234.36	100.25	269,672.50	1.61%
14	ALCATEL LUCENT CV 5% 01/01/15	フランス	転換社債	5%	2015年1月1日	175,224.27	146.48	256,661.20	148.99	261,062.72	1.56%
15	NETAPP INC 1.75% 01/06/13	アメリカ合衆国	転換社債	1.75%	2013年6月1日	232,000.00	79.62	184,722.51	112.24	260,392.62	1.55%
16	AEON CO LTD CV 0% 22/11/12 6	日本	転換社債	0%	2012年11月22日	20,000,000.00	1.17	233,933.60	1.25	250,236.09	1.49%
17	NC INTL LTD CV 0% 15/03/11	ケイマン諸島	転換社債	0%	2011年3月15日	20,000,000.00	0.95	190,766.92	1.22	244,397.25	1.46%
18	NEWMONT MINING CV 1.25% 15/07/14	アメリカ合衆国	転換社債	1.25%	2014年7月15日	206,000.00	102.68	211,525.65	117.99	243,061.46	1.45%
19	EURAZEO CV 6.25% 10/06/14 DANO	フランス	転換社債	6.25%	2014年6月10日	139,370.00	137.92	192,225.99	171.70	239,299.04	1.43%

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額／数量 (米ドル)	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
20	RHODIA SA CV 0.5% 01/01/14	フランス	転換社 債	0.5%	2014年1月1日	189,706.40	138.89	263,489.69	125.57	238,207.71	1.42%
21	CHERATING CAPITAL CV 2% 05/07/12	イギリス	転換社 債	2%	2012年7月5日	200,000.00	103.10	206,200.00	110.21	220,420.00	1.32%
22	ANGLOGOLD HDGS CV 3.5% 22/05/14 REG	イギリス	転換社 債	3.5%	2014年5月22日	200,000.00	103.50	207,000.00	109.75	219,500.00	1.31%
23	EMC CORP CV 1.75% 01/12/13	アメリカ 合衆国	転換社 債	1.75%	2013年12月1日	175,000.00	98.20	171,850.23	121.14	212,003.05	1.26%
24	INTL POWER FIN LTD CV 4.75% 5/6/15	イギリス	転換社 債	4.75%	2015年6月5日	150,000.00	130.88	196,313.73	138.90	208,345.23	1.24%
25	KEYSTONE CAPITAL CV 0.1% 04/04/13 2	ケイマン 諸島	転換社 債	0.1%	2013年4月4日	19,000,000.00	1.02	194,598.95	1.09	207,337.84	1.24%
26	SYMANTEC CORP CV 1% 15/06/13	アメリカ 合衆国	転換社 債	1%	2013年6月15日	190,000.00	89.43	169,915.56	109.02	207,139.90	1.24%
27	GILEAD SCIENCES CV 0.5% 01/05/11	アメリカ 合衆国	転換社 債	0.5%	2011年5月1日	163,000.00	118.70	193,481.76	126.20	205,706.00	1.23%
28	WPP PLC CV 5.75% 19/05/14 WPP	イギリス	転換社 債	5.75%	2014年5月19日	100,000.00	150.65	150,652.06	205.01	205,006.24	1.22%
29	AMGEN INC CV 0.375% 01/02/13	アメリカ 合衆国	転換社 債	0.375%	2013年2月1日	201,000.00	98.29	197,558.65	100.85	202,708.50	1.21%
30	BES FINANCE CV 1.25% 26/02/11 emtn	イギリス	転換社 債	1.25%	2011年2月26日	200,000.00	102.05	204,100.00	100.25	200,500.00	1.20%

②【投資不動産物件】

該当ありません（2010年1月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません（2010年1月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2010年1月末日前一年間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		一口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2004年9月末日)	416,683	37,406	9.77	877
第2会計年度末 (2005年9月末日)	167,594	15,045	10.34	928
第3会計年度末 (2006年9月末日)	48,520	4,356	11.32	1,016
第4会計年度末 (2007年9月末日)	34,527	3,099	12.18	1,093
第5会計年度末 (2008年9月末日)	23,173	2,080	9.43	847
第6会計年度末 (2009年9月末日)	18,362	1,648	11.62	1,043
2009年2月末日	19,459	1,747	8.59	771
3月末日	19,625	1,762	8.90	799
4月末日	16,846	1,512	9.45	848
5月末日	17,850	1,602	10.14	910
6月末日	17,700	1,589	10.25	920
7月末日	18,710	1,680	10.80	970
8月末日	19,045	1,710	11.15	1,001
9月末日	18,362	1,648	11.62	1,043
10月末日	17,977	1,614	11.51	1,033
11月末日	18,083	1,623	11.73	1,053
12月末日	17,710	1,590	11.64	1,045
2010年1月末日	16,760	1,505	11.44	1,027

②【分配の推移】

分配基準日	分配落日	1口当たり分配金	
		米ドル	円
2004年9月30日	—	—	—
2005年3月31日	2005年4月1日	0.10	8.98
2005年9月30日	2005年10月3日	0.08	7.18
2006年3月31日	2006年4月3日	0.30	26.93
2006年9月29日	2006年10月2日	0.30	26.93
2007年3月30日	2007年4月2日	0.40	35.91
2007年9月28日	2007年10月1日	0.40	35.91
2008年3月31日	2008年4月1日	0.40	35.91
2008年9月30日	2008年10月1日	0.165	14.81
2009年3月31日	2009年4月1日	0.001	0.09
2009年9月30日	2009年10月1日	0.202	18.13

③【収益率の推移】

会計年度	収益率
第一会計年度 (2004年4月16日～2004年9月30日)	－2.30%
第二会計年度 (2004年10月1日～2005年9月30日)	6.86%
第三会計年度 (2005年10月1日～2006年9月30日)	13.15%
第四会計年度 (2006年10月1日～2007年9月30日)	13.78%
第五会計年度 (2007年10月1日～2008年9月30日)	－16.01%
第六会計年度 (2008年10月1日～2009年9月30日)	24.98%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末1口当たり純資産価格（分配額の額）（第一会計年度の場合、当初発行価格（10米ドル））

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

なお、米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社がアメリカ合衆国1933年証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社の設立
2004年2月17日 ファンド約款締結
2004年3月10日 修正ファンド約款締結
2004年4月4日 修正ファンド約款効力発生
2004年4月16日 運用開始
2004年4月19日 ファンド証券のルクセンブルグ証券取引所への上場
2004年12月31日 ファンド証券のルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
2006年2月27日 修正ファンド約款締結
2006年3月31日 修正ファンド約款効力発生、ファンドの名称変更（旧名称：野村JPMFワールドCBファンド）

2【ファンドに係る法制度の概要】

(1) ファンドの名称

野村JPMワールドCBファンド（Nomura JPM World CB Fund）

(2) ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の法律および2002年12月20日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）の間の契約関係を定める約款によって設定された譲渡性のある証券およびその他の資産からなる、法人格のないオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっています。

(3) 準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの法律です。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、規則、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。）の通達等の規則に従っています。

3【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(1) 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての公募投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）で、欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国で設立され、かつ欧州経済共同体閣僚理事会の1985年12月20日付通達（85/611EEC）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるUCITSは、金融監督委員会に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません（ルクセンブルグにおけるものを除きます。）。

(c) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。当該投資信託が設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

(2) 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令・通達を遵守しない場合、外部監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

(3) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、規則、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査定を付してそれを証明します。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、外部監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料を加えた額です。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内に米ドルで行うものとします。

ファンド証券の募集における最低申込単位は、500口以上1口単位です。

管理会社は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資者は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資者のリスクにおいて、管理会社から投資者または投資者の銀行に対して交付されます。

管理会社はその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された、自然人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日にかつ日本における販売会社の営業日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。午後3時（半日営業日を除きます。）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、下記手数料を支払わなくてはなりません。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上100,000口未満	申込金額の3.150%（税込）
100,000口以上	申込金額の1.575%（税込）

買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、米ドルの換算は、原則として、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。ただし、販売取扱会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付け・売却（買戻し）の注文が不公正なものであるとの疑義が生じ

た場合は、当該買付け・売却（買戻し）の注文を受け付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日に、いつでも、ファンド証券の買戻しを請求できます。

買戻し請求は管理会社または販売取扱会社に対し、書面でなされなければなりません。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格です。正午以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとします。

買戻代金は、買戻日の純資産価格に応じ、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、米ドルで行われます。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日にかつ販売会社の営業日にいつでも、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。午後3時（半日営業日を除きます。）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。買戻請求は、手数料なしで、各評価日にかつ日本における営業日に行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当りの純資産価格とし、買戻代金は外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で支払われるものとし、米ドルとの換算は約定日における外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。ただし、販売取扱会社が応じ得る場合は、米ドルで支払われるものとします。ファンド証券の買戻しは1口を単位とします。

3【純資産価格の決定の停止】

管理会社は、次の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
 - (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
 - (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
 - (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対して通知され、公表されるものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当り価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に米ドル建てで決定されます。

1口当り価格（純資産価格）は、評価日毎にファンドの資産より負債（管理会社はその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、支払代理人・登録・名義書換・所在地事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のいかなにかかわらず現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が配当金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した配当金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授權および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割合金額を計上することができます。

1口当り時価（純資産価格）は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより計算され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- ① 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場における直近の終値により評価されます。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。
- ② 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- ③ 相場価格が入手できないか、または上記①および②に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- ④ 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価されます。
- ⑤ 残存期間1年以内の短期金融商品は、市場価格または市場価格が取得できない場合には償却原価で評価します。
- ⑥ 米ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で米ドルに換算されます。異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のた

め、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの存続期間は2014年9月30日までです。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年9月30日です。

（５）【その他】

① ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を延長することもできます。ファンドはさらにルクセンブルグ法で定められた強制清算事由が生じた場合にも解散されます。ファンドの清算を受益者または受益権の承継人は要求することはできません。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル」および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての解散費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する解散手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの解散状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

② 約款の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができます。修正は、修正文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載が「メモリアル」紙に公告された5日後に効力を生じます。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

（i）投資顧問契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の3ヶ月以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより投資顧問契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法にしたがい解釈されます。投資顧問会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に服することについて同意しています。

（ii）保管および支払代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および支払代行契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（iii）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（iv）代行協会員契約

代行協会員契約は、相手方当事者に対し、契約終了日の3ヶ月前に、書面による終了通知をなすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

（v）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3ヶ月前になすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

2 【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、外部監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。ファンドの外部監査人は、デロイト・エス・エイ（Deloitte S.A.）です。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ金融庁（現金融監督委員会）の1997年6月13日付通達97/136に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。日々の純資産価額、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行の事務所において公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてメモリアルに公告されます。

(2) 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

①金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（「EDINET」）において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国投資信託証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

②投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人ではないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき

販売取扱会社をして自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、管理会社が決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

② 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

（3）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

① 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 一 木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2010年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2009年9月30日終了年度】

①【貸借対照表】

野村JPMワールドCBファンド

純資産計算書

2009年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額：16,005,487米ドル)	2	18,077,775	1,622,842
現金預金		501,523	45,022
ブローカーからの未収金		117,993	10,592
未収収益		106,838	9,591
資産合計		18,804,129	1,688,047
負債			
ブローカーへの未払金		311,290	27,945
未払費用	8	117,056	10,508
ファンド証券買戻未払金		13,734	1,233
負債合計		442,080	39,686
純資産総額		18,362,049	1,648,361
発行済受益証券数		1,580,277口	
1口当り純資産価格		11.62米ドル	1,043円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2009年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首純資産		23,172,745	2,080,217
収益			
債券に係る受領利息		348,751	31,307
受領配当金－源泉税控除後		53,586	4,810
預金に係る受領利息		3,411	306
収益合計		405,748	36,424
費用			
管理報酬および投資顧問報酬	3	166,991	14,991
代行協会員報酬	4	116,379	10,447
海外登録費用		32,060	2,878
専門家報酬		30,695	2,755
保管報酬および管理事務代行報酬	5	28,097	2,522
年次税	9	9,230	829
法務報酬		7,164	643
現金支出費		5,813	522
コルレス銀行報酬		4,904	440
その他の費用		4,776	429
費用合計		406,109	36,456
純投資損失		(361)	(32)
投資証券に係る実現純損失		(1,630,798)	(146,397)
外貨に係る実現純損失		(70,928)	(6,367)
当期実現純損失		(1,701,726)	(152,764)
投資証券に係る未実現純損益の変動		5,604,736	503,137
当期末実現純利益		5,604,736	503,137
運用の結果による純資産の増加		3,902,649	350,341
受益証券の発行手取金	6	1,060,040	95,160
受益証券の買戻支払金	6	(9,365,739)	(840,762)
		(8,305,699)	(745,603)
受益者への支払分配金	7	(407,646)	(36,594)
期末純資産		18,362,049	1,648,361

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

2009年9月30日に終了した年度

	(口)
期首現在発行済受益証券数	2,457,216
発行受益証券数	112,300
買戻受益証券数	(989,239)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,580,277</u>

統計情報
(米ドルで表示)

	2009年	2008年	2007年
期末現在純資産総額	<u>18,362,049</u>	<u>23,172,745</u>	<u>34,526,957</u>
期末現在1口当り純資産価格	11.62	9.43	12.18

添付の注記は当財務書類の一部である。

野村JPMワールドCBファンド

財務書類に対する注記

2009年9月30日に終了した年度

注1－ファンド

野村JPMワールドCBファンド（以下「ファンド」という。）は、2004年4月4日に設立され、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグ大公国において組成された。ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産からおよび管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から区分されている。

ファンドの受益証券（「受益証券」）の所有は、ファンドによって保有される投資証券の広範囲にわたる投資を有する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日の改正済ルクセンブルグ法のパートIIの下で適格性を有している。

ファンドの目的は、主として世界各国のCB（転換社債）に分散投資することにより、受益者に投資収益を提供することである。ファンドはまた、その資産の3分の1まで株式、債券、ワラントおよび短期金融商品に投資することができる。

ファンドは、2014年9月30日までの存続期間で設定されている。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成されている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場における直近の終値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらずもしくは規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および／または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。2009年9月30日現在、流通市場が存在しない場合、一部の証券は、管理事務代行会社が最も正確かつ保守的な評価方法とみなす単一のブローカーの値付けを利用して評価された。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に経過利息を付して評価される。
- (e) 1年以内の残存満期を有する短期投資商品は、(i) 市場価格で、または(ii) かかる市場価格が入手できないかもしくは公正な市場価格を反映していない場合には償却原価で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

米ドル以外の通貨建てのすべての資産および負債は、年度末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

外貨建て収益および費用は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、その投資顧問業務に関して、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.85%以下の投資顧問報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

注4－代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.60%以下の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注５－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従ってファンドの純資産の平均額に基づき、ファンドの資産から結合報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むが、それらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注６－発行および買戻しの条件**受益証券の発行**

ファンド証券１口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間の正午までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の１口当りの純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の３％以下の販売手数料を付したものである。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

受益証券の買戻し

受益者は、評価日にいつでもファンド証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は、管理会社または販売会社に対し書面でなされなければならない。ファンド証券１口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間の正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の１口当りの純資産価格に等しい。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻し手数料は請求されない。

注７－分配

管理会社は、投資収益および実現売買益からの半期、年次またはその他の分配金を宣言することができ、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要があるとみなす場合には分配可能なその他の資金から分配を行うことができる。

管理会社は、ファンドの各会計年度の３月と９月の最終評価日現在の受益者に対して、主として純投資収益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で要求される投資信託の純資産の最低額の米ドル相当額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2009年９月30日に終了した年度中に、ファンドは受益者に対し407,646米ドルの分配金総額を支払った。

注８－未払費用

	(米ドル)
管理報酬および投資顧問報酬	39,632
専門家報酬	34,102
代行協会員報酬	27,621
保管報酬および管理事務代行報酬	6,453
海外登録費用	5,572
年次税	2,296
現金支出費	1,380
未払費用	<u>117,056</u>

注9－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額に対し年率0.05%の年次税 ("taxe d'abonnement") を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注10－購入および売却

当財務書類が対象とする当年度にファンドが行った購入および売却の一覧表は含まれていないが、完全なレポートはルクセンブルグにおける管理会社の登記上の事務所で入手できる。

③【投資有価証券明細表等】

野村JPMワールドCBファンド

投資有価証券明細表

2009年9月30日現在

(米ドルで表示)

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
アルバ				
転換社債				
100,000	XSTRATA CAPITAL CV 4% 14/08/17	71,500	115,497	0.63
	国合計	71,500	115,497	0.63
オーストラリア				
転換社債				
60,000	ALUMINA FINANCE CV 2% 16/05/13	60,338	57,072	0.31
	国合計	60,338	57,072	0.31
ベルギー				
転換社債				
50,000	NYRSTAR NV CV 7% 10/07/14	70,568	93,392	0.51
100,000	GOME ELECTRICAL CV 3% 25/09/14	14,645	14,720	0.08
	国合計	85,213	108,112	0.59
バミューダ諸島				
転換社債				
100,000	PETROPLUS FIN CV 4% 16/10/15 EMTN	100,000	109,960	0.60
100,000	ALLIANCE OIL CV 7.25% 16/07/14	100,000	104,901	0.57
	国合計	200,000	214,861	1.17
カナダ				
転換社債				
200,000	FIRST QUANTUM MINS CV 6% 19/06/14	203,500	270,500	1.47
	国合計	203,500	270,500	1.47
ケイマン諸島				
転換社債				
20,000,000	NC INTL LTD CV 0% 15/03/11	190,767	237,668	1.29
100,000	CHINA OVERSEA CV 0% 14/05/14	100,000	125,598	0.68
100,000	SUBSEA 7 INC CV 2.8% 06/06/11	105,947	95,750	0.52
200,000	SOHO CHINA LTD CV 3.75% 02/07/14	25,802	25,081	0.13
	国合計	422,516	484,097	2.62
中国				
転換社債				
1,420,000	CHINA PETROLEUM CV 0% 24/04/14	187,805	200,858	1.09
	国合計	187,805	200,858	1.09

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
フランス				
転換社債				
223,040	CAP GEMINI SOGETI CV 3.5% 01/01/14	294,580	435,669	2.37
221,394	ARTEMIS CONSEIL CV 2% 31/07/11	324,776	351,887	1.92
175,224	ALCATEL LUCENT CV 5% 01/01/15	256,661	316,397	1.72
157,044	UNIBAIL-RODAMCO CV 3.5% 01/01/15	206,616	291,335	1.59
139,370	EURAZEO CV 6.25% 10/06/14	192,226	256,772	1.40
189,706	RHODIA SA CV 0.5% 01/01/14	263,490	224,577	1.22
88,394	AIR FRANCE KLM CV 4.97% 01/04/15	122,934	173,960	0.95
83,658	NEXANS SA CV 4% 01/01/16	116,769	144,863	0.79
77,007	PEUGEOT SA CV 4.45% 01/01/16	109,490	129,785	0.71
73,610	ILIAD SA CV 2.2% 01/01/12	106,964	116,852	0.64
69,714	VILMORIN & CO CV 4.5% 01/07/15	108,984	101,474	0.55
31,699	MAUREL & PROM CV 7.125% 31/7/14	47,708	55,869	0.30
22,940	SOITEC CV 6.25% 09/09/14	32,917	40,342	0.22
	国合計	2,184,115	2,639,782	14.38
ドイツ				
転換社債				
100,000	KFW CV 3.25% 27/06/13	147,119	153,433	0.84
33,000	SOLON SE CV 1.375% 06/12/12	46,199	20,747	0.11
	国合計	193,318	174,180	0.95
ハンガリー				
転換社債				
100,000	MAGYAR NEMZETI CV 4.4% 25/09/14	148,616	153,974	0.84
	国合計	148,616	153,974	0.84
インド				
転換社債				
200,000	TATA STEEL LTD CV 1% 05/09/12	219,250	217,122	1.18
200,000	RELIANCE COMMUNIC CV 0% 01/03/12	186,500	211,760	1.15
100,000	SESA GOA LTD CV 5% 31/10/14	100,000	97,408	0.53
49,000	SUZLON ENERGY CV 7.5% 11/10/12	81,799	63,700	0.35
15,000	SUZLON ENERGY LTD CV 7.5% 12/06/12	10,983	19,122	0.10
	国合計	598,532	609,112	3.31
マン島				
転換社債				
200,000	ANGLOGOLD HDGS CV 3.5% 22/05/14 REG	207,000	221,536	1.21
	国合計	207,000	221,536	1.21
イタリア				
転換社債				
50,000	BULGARI SPA CV 5.375% 08/07/14	73,024	86,995	0.47
	国合計	73,024	86,995	0.47

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本				
転換社債				
23,000,000	アサヒビールCV 0% 26/05/23	228,228	259,862	1.42
16,000,000	京都銀行CV 0% 31/03/14	170,420	184,744	1.01
15,000,000	スズキCV 0% 29/03/13	135,017	172,818	0.94
15,000,000	阪急百貨店CV 0% 16/08/11	144,092	163,616	0.89
10,000,000	東芝CV 0% 21/07/11	100,762	122,033	0.66
7,000,000	アサヒビールCV 0% 26/05/28	64,571	78,893	0.43
12,000,000	C S K CV 0.25% 30/09/13	102,558	76,496	0.42
6,000,000	名古屋鉄道CV 0% 31/03/10	57,708	66,533	0.36
5,000,000	ユニカミノルタCV 0% 07/12/09	43,712	54,263	0.30
	国合計	1,047,068	1,179,258	6.43
ジャージー島				
転換社債				
150,000	INTL POWER FIN LTD CV 4.75% 5/6/15	196,314	202,230	1.10
100,000	WPP PLC CV 5.75% 19/05/14	150,652	196,226	1.07
200,000	VEDANTA FINANCE CV 4.6% 21/02/26	103,250	195,750	1.06
200,000	SHIRE PHARMA PLC 2.75% 09/05/14	203,202	189,195	1.03
100,000	PREMIER OIL CV 2.875% 27/06/14	55,690	100,780	0.55
	国合計	709,108	884,181	4.81
ルクセンブルグ				
転換社債				
11,008	ARCELORMITTAL CV 7.25% 01/04/14	306,055	512,394	2.79
50,000	KLOCKNER & CO CV 6% 09/06/14	70,855	84,071	0.46
35,000	ACTELION FINANCE CV 0% 22/11/11	39,101	42,595	0.23
		416,011	639,060	3.48
ステップアップ／ダウン債				
350,000	ESPIRITO SANTO CV STUP 15/11/25	431,606	460,812	2.51
		431,606	460,812	2.51
	国合計	847,617	1,099,872	5.99
マレーシア				
転換社債				
400,000	FERINGGHI CAP CV 0% 22/12/09 REGS	448,025	455,352	2.48
300,000	RAFFLESIA CAP CV 1.25% 04/10/11 REG	310,176	352,500	1.92
200,000	CHERATING CAPITAL CV 2% 05/07/12	206,200	219,400	1.19
100,000	PAKA CAPITAL LTD CV 0% 12/3/13	95,656	99,810	0.54
	国合計	1,060,057	1,127,062	6.13
オランダ				
転換社債				
100,000	Q-CELLS INTL FIN CV 5.75% 26/05/14	135,570	116,602	0.64
50,000	AIR BERLIN FIN CV 9% 25/08/14	71,157	73,105	0.40
	国合計	206,727	189,707	1.04

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
ノルウェー				
転換社債				
200,000	PETROLEUM GEO CV 2.7% 03/12/12	200,000	170,000	0.93
	国合計	200,000	170,000	0.93
スペイン				
転換社債				
100,000	CAJA AHORROS CV 3.5% 19/06/11	151,743	149,865	0.82
	国合計	151,743	149,865	0.82
シンガポール				
転換社債				
200,000	GUOCOLAND CV 0% 07/05/12	137,434	131,457	0.72
100,000	OLAM INTERN CV 6% 15/10/16	98,000	105,970	0.58
	国合計	235,434	237,427	1.30
イギリス				
転換社債				
300,000	ANGLO AMERICAN CV 4% 07/05/14	305,700	425,769	2.32
200,000	3I GROUP PLC CV 3.625% 29/05/11	281,802	312,210	1.70
	国合計	587,502	737,979	4.02
アメリカ合衆国				
転換社債				
209,000	CHESAPEAKE ENER CV 2.25% 15/12/38	185,805	154,737	0.84
101,000	MYLAN LABS INC CV 1.25% 15/03/12	86,892	99,041	0.54
75,000	CHESAPEAKE ENERGY CV 2.75% 15/11/35	56,010	75,839	0.41
48,000	DR HORTON CV 2% 15/05/14	56,385	55,886	0.30
		385,092	385,503	2.09
変動利付債				
310,000	SWISS AMERIC CV FRN 21/11/21 REGS	267,560	258,875	1.41
		267,560	258,875	1.41
優先株				
107	BK OF AMERICA CV PFD 7.25% 31/12/49	115,622	90,950	0.49
		115,622	90,950	0.49
	国合計	768,274	735,328	3.99
英領バージン諸島				
転換社債				
580,000	SHERSON LIMITED CV 0% 04/06/14	75,996	76,334	0.42
100,000	CHAMPION PATH CV 0% 28/10/15	13,289	13,193	0.07
90,000	PB ISSUER LTD CV 3.3% 01/02/13	84,250	85,950	0.47
	国合計	173,535	175,477	0.96
	小計	10,622,542	12,022,732	65.46

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券				
カナダ				
転換社債				
239,000	KINROSS GOLD CV 1.75% 15/3/28 144A	244,655	254,344	1.39
	国合計	244,655	254,344	1.39
ケイマン諸島				
転換社債				
19,000,000	KEYSTONE CAPITAL CV 0.1% 04/04/13	194,599	205,923	1.12
187,000	TRANSOCEAN INC CV 1.5% 15/12/37	173,649	181,507	0.99
171,000	TRANSOCEAN INC CV 1.5% 15/12/37	163,423	162,987	0.89
1,000	TRANSOCEAN INC CV 1.625% 15/12/37	1,076	989	0.01
	国合計	532,747	551,406	3.01
ジャージー島				
転換社債				
100,000	DANA GAS CV 7.5% 31/10/12	99,000	89,263	0.49
	国合計	99,000	89,263	0.49
ルクセンブルグ				
転換社債				
100,000	INTRALOT LUX SA CV 2.25% 20/12/13	156,855	135,975	0.74
47,000	ARCELORMITTAL SA CV 5% 15/05/14	47,000	68,503	0.37
	国合計	203,855	204,478	1.11
オランダ領アンティル				
転換社債				
90,000	TEVA PHARM FIN CV 1.75% 01/02/26	101,098	102,600	0.56
	国合計	101,098	102,600	0.56
パナマ				
転換社債				
177,000	CARNIVAL CORP CV 2% 15/04/21	158,764	189,070	1.03
	国合計	158,764	189,070	1.03
アラブ首長国連邦				
固定利付債				
100,000	NAKHEEL DEVELOP 2.75% 15/01/11	100,000	80,000	0.43
	国合計	100,000	80,000	0.43
イギリス				
転換社債				
300,000	VEDANTA RES JERSEY CV 5.5% 13/07/16	300,000	336,000	1.83
	国合計	300,000	336,000	1.83

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）				
アメリカ合衆国				
転換社債				
371,000	NEWMONT MINING CV 1.25% 15/07/14	380,952	441,420	2.40
388,000	NETAPP INC 1.75% 01/06/13	308,932	416,045	2.26
268,000	SYMANTEC CORP CV 1% 15/06/13	244,744	282,234	1.54
262,000	RAYONIER TRS HDG CV 3.75% 15/10/12	252,015	277,065	1.51
269,000	LIBERTY MEDIA CV 0.75% 30/03/23	273,234	269,794	1.47
175,000	EMC CORP CV 1.75% 01/12/13	171,850	214,555	1.17
127,000	US STEEL CORP CV 4% 15/05/14	134,740	206,250	1.12
163,000	GILEAD SCIENCES CV 0.5% 01/05/11	193,482	204,304	1.11
201,000	AMGEN INC CV 0.375% 01/02/13	197,559	203,786	1.11
202,000	AMGEN INC CV 0.125% 01/02/11	182,831	201,500	1.10
218,000	XILINX INC CV 3.125% 15/03/37	153,425	191,666	1.04
187,000	INTEL CORP CV 2.95% 15/12/35	165,384	168,300	0.92
142,000	INVITROGEN CORP CV 1.5% 15/02/24	137,588	156,099	0.85
145,000	PEABODY ENERGY CV 4.75% 15/12/41	109,016	127,760	0.70
96,000	ARCHER-DANIELS CV 0.875% 15/02/14	77,973	93,005	0.51
64,000	TEVA PHARM FIN CV 0.25% 01/02/26	64,270	73,603	0.40
52,000	INTL GAME TECH CV 3.25% 1/5/14 144A	52,000	67,991	0.37
39,000	TEXTRON INC CV 4.5% 01/05/13	39,000	63,373	0.34
65,000	SANDISK CORP CV 1% 15/05/13	45,263	51,610	0.28
38,000	ALLEGHENY TECH CV 4.25% 01/06/14	38,000	45,326	0.25
44,000	MEDTRONIC INC CV 1.625% 15/04/13	39,329	43,450	0.24
44,000	NASDAQ STOCK MARKET 2.5% CV 15/8/13	44,566	38,397	0.21
37,000	TECH DATA CORP CV 2.75% 15/12/26	38,018	38,577	0.21
24,000	EASTMAN KODAK CV 7% 01/04/17 144A	25,900	24,306	0.13
12,000	AMR CORP CV 6.25% 15/10/14	12,000	12,668	0.07
5,000	CEPHALON INV CV 2.5% 01/05/14	5,000	5,247	0.03
1,000	MEDTRONIC INC CV 1.5% 15/04/11	992	996	0.01
	国合計	3,388,063	3,919,327	21.35
	小計	5,128,182	5,726,488	31.20
その他の譲渡性のある証券				
日本				
転換社債				
5,000,000	ホシデンCV 0% 30/01/14	54,763	61,089	0.33
	国合計	54,763	61,089	0.33
韓国				
転換社債				
100,000	KCC CORP 0% 30/10/12	100,000	100,968	0.55
	国合計	100,000	100,968	0.55

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産に占め る割合（％）
その他の譲渡性のある証券（続き）				
シンガポール				
転換社債				
100,000	OLAM INTL LTD CV 1.2821% 03/07/13	100,000	166,498	0.91
	国合計	100,000	166,498	0.91
	小計	254,763	328,555	1.79
	投資有価証券合計	16,005,487	18,077,775	98.45

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2009年9月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
アルバ	
非鉄金属	0.63
	0.63
オーストラリア	
非鉄金属	0.31
	0.31
ベルギー	
金融、投資、その他多角化企業	0.51
コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	0.08
	0.59
バミューダ諸島	
金融、投資、その他多角化企業	0.60
石油	0.57
	1.17
カナダ	
鉱業・石炭・鉄鋼	1.47
非鉄金属	1.39
	2.86
ケイマン諸島	
石油	2.40
抵当および借入機関（MBS）	1.29
金融、投資、その他多角化企業	1.12
不動産	0.82
	5.63
中国	
石油	1.09
	1.09
フランス	
金融、投資、その他多角化企業	3.32
インターネット／ソフトウェア・サービス	2.37
通信	1.72
不動産	1.59
化学	1.22
運輸	0.95
電気器具・部品	0.79
自動車	0.71
各種サービス	0.64
食品・清涼飲料	0.55
石油	0.30
電子機器・半導体	0.22
	14.38

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
ドイツ	
銀行、その他金融機関	0.84
電気器具・部品	0.11
	0.95
ハンガリー	
金融、投資、その他多角化企業	0.84
	0.84
インド	
鉱業・石炭・鉄鋼	1.71
通信	1.15
公益事業	0.45
	3.31
マン島	
金融、投資、その他多角化企業	1.21
	1.21
イタリア	
各種消費財	0.47
	0.47
日本	
たばこ、アルコール飲料	1.85
銀行、その他金融機関	1.01
自動車	0.94
小売り・百貨店	0.89
コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	0.66
金融、投資、その他多角化企業	0.42
運輸	0.36
電子機器・半導体	0.33
写真・光学	0.30
	6.76
ジャージー島	
非分類機関	2.65
鉱業・石炭・鉄鋼	1.07
医薬品・化粧品・医療品	1.03
金融、投資、その他多角化企業	0.55
	5.30
韓国	
建築資材	0.55
	0.55
ルクセンブルグ	
鉱業・石炭・鉄鋼	3.16
銀行、その他金融機関	2.51
非分類機関	0.74
金融、投資、その他多角化企業	0.69
	7.10

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
マレーシア	
非分類機関	3.11
金融、投資、その他多角化企業	2.48
各種サービス	0.54
	6.13
オランダ	
金融、投資、その他多角化企業	1.04
	1.04
オランダ領アンティル	
医薬品・化粧品・医療品	0.56
	0.56
ノルウェー	
石油	0.93
	0.93
パナマ	
宿泊施設・ケータリング・レジャー産業	1.03
	1.03
シンガポール	
各種貿易会社	1.49
不動産	0.72
	2.21
スペイン	
銀行、その他金融機関	0.82
	0.82
アラブ首長国連邦	
不動産	0.43
	0.43
イギリス	
非鉄金属	2.32
非分類機関	1.83
金融、投資、その他多角化企業	1.70
	5.85

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
アメリカ合衆国	
バイオテクノロジー	4.20
コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	3.71
金融、投資、その他多角化企業	2.45
貴金属・宝石	2.40
電子機器・半導体	2.17
鉱業・石炭・鉄鋼	2.07
インターネット／ソフトウェア・サービス	1.54
通信	1.47
保険	1.41
石油	1.26
医薬品・化粧品・医療品	0.78
食品・清涼飲料	0.51
銀行、その他金融機関	0.50
宿泊施設・ケータリング・レジャー産業	0.37
建築資材	0.30
写真・光学	0.13
運輸	0.07
	25.34
英領バージン諸島	
非分類機関	0.54
不動産	0.42
	0.96
投資合計	98.45

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Statement of Net Assets
at September 30, 2009
(expressed in U.S. Dollar)

	Note	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 16,005,487)	2	18,077,775
Cash at banks		501,523
Receivable from brokers		117,993
Accrued income		106,838
Total Assets		18,804,129
LIABILITIES		
Payable to brokers		311,290
Accrued expenses	8	117,056
Payable for repurchases		13,734
Total Liabilities		442,080
NET ASSETS		18,362,049
NUMBER OF UNITS OUTSTANDING		1,580,277
NET ASSET VALUE PER UNIT		11.62

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended September 30, 2009
(expressed in U.S. Dollar)

	Note	
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		<u>23,172,745</u>
INCOME		
Interest received on bonds		348,751
Dividends received - net of withholding tax		53,586
Interest received on cash at banks		<u>3,411</u>
Total Income		<u>405,748</u>
EXPENSES		
Management and advisory fees	3	166,991
Agent company fees	4	116,379
Overseas registration fees		32,060
Professional fees		30,695
Custodian and administrator fees	5	28,097
Subscription tax	9	9,230
Legal fees		7,164
Out-of-pocket expenses		5,813
Correspondent bank fees		4,904
Other expenses		<u>4,776</u>
Total Expenses		<u>406,109</u>
NET INVESTMENT LOSS		<u>(361)</u>
Net realised loss on investments		(1,630,798)
Net realised loss on foreign currencies		<u>(70,928)</u>
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(1,701,726)</u>
Change in net unrealised result on investments		<u>5,604,736</u>
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>5,604,736</u>
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>3,902,649</u>
Proceeds from subscription of units	6	1,060,040
Payments for repurchase of units	6	<u>(9,365,739)</u>
		<u>(8,305,699)</u>
Distributions paid to unitholders	7	<u>(407,646)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u>18,362,049</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Changes in Units Outstanding
for the year ended September 30, 2009

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,457,216
Number of units issued	112,300
Number of units repurchased	(989,239)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>1,580,277</u>

Statistical Information
(expressed in U.S. Dollar)

	2009	2008	2007
Net Assets at the end of the year	18,362,049	23,172,745	34,526,957
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.62	9.43	12.18

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Notes to the Financial Statements
for the year ended September 30, 2009

Note 1 - The Fund

Nomura JPM World CB Fund (hereinafter referred to as the "Fund") was incorporated on April 4, 2004 and is organized in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (fonds commun de placement). The Fund is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated under Luxembourg laws and having its registered office in the Grand Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The ownership of a Unit in the Fund ("Units") affords the Unitholders the opportunity of having their investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividends, repurchase, and liquidation proceeds. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders.

The Fund qualifies under Part II of the amended Luxembourg law of December 20, 2002 on collective investment undertakings.

The objective of the Fund is to provide the Unitholders with a return by investing primarily in a diversified portfolio of convertible bonds throughout the world. The Fund may also invest up to one third of its assets in equities, bonds, warrants on equities and money market instruments.

The Fund has been established for a period expiring on September 30, 2014.

Note 2 - Significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last closing price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price.
- (c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices. As of September 30, 2009, in the absence of a liquid market certain securities were valued using single broker quotes considered as the most accurate and conservative method of pricing by the Administrator.
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.
- (e) Short-term investments that have a remaining maturity of one year or less are valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortised cost.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognized on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

All assets and liabilities not expressed in United States Dollars have been translated into United States Dollars at the year-end exchange rates.

Income and expenses in foreign currencies are translated into United States Dollars at exchange rates prevailing on the transaction dates.

Cost of investment securities expressed in currencies other than United States Dollars is translated into United States Dollars at the exchange rate applicable on the purchase date.

Note 3 - Management and advisory fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.01% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser receives for its advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate of up to 0.85% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of up to 0.60% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Custodian and Administrator fees

The Custodian and Administrator are entitled to receive out of the assets of the Fund, a combined fee based on the average net assets of the Fund in accordance with usual practice in Luxembourg.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 6 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units**

The issue price per Unit will be the net asset value per Unit determined on the Valuation Day on which the application for purchase of Units is received by the Management Company (provided that such application is received prior to 12 noon, Luxembourg time, on that day), plus a sales charge of up to 3% of the net asset value in favor of banks and financial institutions acting in connection with the placing of the Units. The sales charge shall in no case exceed the maximum permitted by the laws, regulations and practice of any country where the Units are sold.

Repurchase of Units

Unitholders may request repurchase of their Units on any Valuation Day. Application for repurchase must be made in writing to the Management Company or the Distributor. The repurchase price per Unit will be equal to the net asset value of Units determined on the Valuation Day on which the request is received by the Management Company, provided the request is received prior to 12 noon, Luxembourg time, on that day. Any repurchase request received after 12 noon, Luxembourg time is deemed to be accepted on the following Valuation Day. No repurchase fee will be charged.

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare semi-annual, annual or other interim distributions out from the investment

income and realized capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders, mainly from net investment income, on the last Valuation Day of the months of March and September in each financial year of the Fund.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

During the year ended September 30, 2009, the Fund paid total distributions amount of USD407,646 to Unitholders.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Management and advisory fees	39,632
Professional fees	34,102
Agent company fees	27,621
Custodian and Administrator fees	6,453
Overseas registration fees	5,572
Subscription tax	2,296
Out-of-pocket expenses	1,380
Accrued expenses	<u>117,056</u>

Note 9 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 10 - Purchases and Sales

A schedule of purchases and sales made by the Fund for the year covered by the financial statements has not been included, but a complete report is available from the registered office of the Management Company in Luxembourg.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Statement of Investments
at September 30, 2009
 (expressed in U.S. Dollar)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
ARUBA				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	XSTRATA CAPITAL CV 4% 14/08/17	71,500	115,497	0.63
	Country Total	71,500	115,497	0.63
AUSTRALIA				
CONVERTIBLE BOND				
60,000	ALUMINA FINANCE CV 2% 16/05/13	60,338	57,072	0.31
	Country Total	60,338	57,072	0.31
BELGIUM				
CONVERTIBLE BOND				
50,000	NYRSTAR NV CV 7% 10/07/14	70,568	93,392	0.51
100,000	GOME ELECTRICAL CV 3% 25/09/14	14,645	14,720	0.08
	Country Total	85,213	108,112	0.59
BERMUDA				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	PETROPLUS FIN CV 4% 16/10/15 EMTN	100,000	109,960	0.60
100,000	ALLIANCE OIL CV 7.25% 16/07/14	100,000	104,901	0.57
	Country Total	200,000	214,861	1.17
CANADA				
CONVERTIBLE BOND				
200,000	FIRST QUANTUM MINS CV 6% 19/06/14	203,500	270,500	1.47
	Country Total	203,500	270,500	1.47
CAYMAN ISLANDS				
CONVERTIBLE BOND				
20,000,000	NC INTL LTD CV 0% 15/03/11	190,767	237,668	1.29
100,000	CHINA OVERSEA CV 0% 14/05/14	100,000	125,598	0.68
100,000	SUBSEA 7 INC CV 2.8% 06/06/11	105,947	95,750	0.52
200,000	SOHO CHINA LTD CV 3.75% 02/07/14	25,802	25,081	0.13
	Country Total	422,516	484,097	2.62
CHINA				
CONVERTIBLE BOND				
1,420,000	CHINA PETROLEUM CV 0% 24/04/14	187,805	200,858	1.09
	Country Total	187,805	200,858	1.09

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
FRANCE				
CONVERTIBLE BOND				
223,040	CAP GEMINI SOGETI CV 3.5% 01/01/14	294,580	435,669	2.37
221,394	ARTEMIS CONSEIL CV 2% 31/07/11	324,776	351,887	1.92
175,224	ALCATEL LUCENT CV 5% 01/01/15	256,661	316,397	1.72
157,044	UNIBAIL-RODAMCO CV 3.5% 01/01/15	206,616	291,335	1.59
139,370	EURAZEO CV 6.25% 10/06/14	192,226	256,772	1.40
189,706	RHODIA SA CV 0.5% 01/01/14	263,490	224,577	1.22
88,394	AIR FRANCE KLM CV 4.97% 01/04/15	122,934	173,960	0.95
83,658	NEXANS SA CV 4% 01/01/16	116,769	144,863	0.79
77,007	PEUGEOT SA CV 4.45% 01/01/16	109,490	129,785	0.71
73,610	ILIAD SA CV 2.2% 01/01/12	106,964	116,852	0.64
69,714	VILMORIN & CO CV 4.5% 01/07/15	108,984	101,474	0.55
31,699	MAUREL & PROM CV 7.125% 31/7/14	47,708	55,869	0.30
22,940	SOITEC CV 6.25% 09/09/14	32,917	40,342	0.22
	Country Total	2,184,115	2,639,782	14.38
GERMANY				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	KFW CV 3.25% 27/06/13	147,119	153,433	0.84
33,000	SOLON SE CV 1.375% 06/12/12	46,199	20,747	0.11
	Country Total	193,318	174,180	0.95
HUNGARY				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	MAGYAR NEMZETI CV 4.4% 25/09/14	148,616	153,974	0.84
	Country Total	148,616	153,974	0.84
INDIA				
CONVERTIBLE BOND				
200,000	TATA STEEL LTD CV 1% 05/09/12	219,250	217,122	1.18
200,000	RELIANCE COMMUNIC CV 0% 01/03/12	186,500	211,760	1.15
100,000	SESA GOA LTD CV 5% 31/10/14	100,000	97,408	0.53
49,000	SUZLON ENERGY CV 7.5% 11/10/12	81,799	63,700	0.35
15,000	SUZLON ENERGY LTD CV 7.5% 12/06/12	10,983	19,122	0.10
	Country Total	598,532	609,112	3.31
ISLE OF MAN				
CONVERTIBLE BOND				
200,000	ANGLOGOLD HDGS CV 3.5% 22/05/14 REG	207,000	221,536	1.21
	Country Total	207,000	221,536	1.21

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
ITALY				
CONVERTIBLE BOND				
50,000	BULGARI SPA CV 5.375% 08/07/14	73,024	86,995	0.47
	Country Total	73,024	86,995	0.47
JAPAN				
CONVERTIBLE BOND				
23,000,000	ASAHI BREWERIES CV 0% 26/05/23	228,228	259,862	1.42
16,000,000	BANK OF KYOTO CV 0% 31/03/14	170,420	184,744	1.01
15,000,000	SUZUKI MOTOR CO CV 0% 29/03/13	135,017	172,818	0.94
15,000,000	HANKYU DEP STORES CV 0% 16/08/11	144,092	163,616	0.89
10,000,000	TOSHIBA CORP CV 0% 21/07/11	100,762	122,033	0.66
7,000,000	ASAHI BREWERIES LTD CV 0% 26/05/28	64,571	78,893	0.43
12,000,000	CSK CORPORATION CV 0.25% 30/09/13	102,558	76,496	0.42
6,000,000	NAGOYA RAILROAD CV 0% 31/03/10	57,708	66,533	0.36
5,000,000	KONICA MINOLTA CV 0% 07/12/09	43,712	54,263	0.30
	Country Total	1,047,068	1,179,258	6.43
JERSEY				
CONVERTIBLE BOND				
150,000	INTL POWER FIN LTD CV 4.75% 5/6/15	196,314	202,230	1.10
100,000	WPP PLC CV 5.75% 19/05/14	150,652	196,226	1.07
200,000	VEDANTA FINANCE CV 4.6% 21/02/26	103,250	195,750	1.06
200,000	SHIRE PHARMA PLC 2.75% 09/05/14	203,202	189,195	1.03
100,000	PREMIER OIL CV 2.875% 27/06/14	55,690	100,780	0.55
	Country Total	709,108	884,181	4.81
LUXEMBOURG				
CONVERTIBLE BOND				
11,008	ARCELORMITTAL CV 7.25% 01/04/14	306,055	512,394	2.79
50,000	KLOCKNER & CO CV 6% 09/06/14	70,855	84,071	0.46
35,000	ACTELION FINANCE CV 0% 22/11/11	39,101	42,595	0.23
		416,011	639,060	3.48
STEP-UP/DOWN BOND				
350,000	ESPIRITO SANTO CV STUP 15/11/25	431,606	460,812	2.51
		431,606	460,812	2.51
	Country Total	847,617	1,099,872	5.99

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
MALAYSIA				
CONVERTIBLE BOND				
400,000	FERINGGHI CAP CV 0% 22/12/09 REGS	448,025	455,352	2.48
300,000	RAFFLESIA CAP CV 1.25% 04/10/11 REG	310,176	352,500	1.92
200,000	CHERATING CAPITAL CV 2% 05/07/12	206,200	219,400	1.19
100,000	PAKA CAPITAL LTD CV 0% 12/3/13	95,656	99,810	0.54
	Country Total	1,060,057	1,127,062	6.13
NETHERLANDS				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	Q-CELLS INTL FIN CV 5.75% 26/05/14	135,570	116,602	0.64
50,000	AIR BERLIN FIN CV 9% 25/08/14	71,157	73,105	0.40
	Country Total	206,727	189,707	1.04
NORWAY				
CONVERTIBLE BOND				
200,000	PETROLEUM GEO CV 2.7% 03/12/12	200,000	170,000	0.93
	Country Total	200,000	170,000	0.93
SPAIN				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	CAJA AHORROS CV 3.5% 19/06/11	151,743	149,865	0.82
	Country Total	151,743	149,865	0.82
SINGAPORE				
CONVERTIBLE BOND				
200,000	GUOCOLAND CV 0% 07/05/12	137,434	131,457	0.72
100,000	OLAM INTERN CV 6% 15/10/16	98,000	105,970	0.58
	Country Total	235,434	237,427	1.30
UNITED KINGDOM				
CONVERTIBLE BOND				
300,000	ANGLO AMERICAN CV 4% 07/05/14	305,700	425,769	2.32
200,000	3I GROUP PLC CV 3.625% 29/05/11	281,802	312,210	1.70
	Country Total	587,502	737,979	4.02
UNITED STATES OF AMERICA				
CONVERTIBLE BOND				
209,000	CHESAPEAKE ENER CV 2.25% 15/12/38	185,805	154,737	0.84
101,000	MYLAN LABS INC CV 1.25% 15/03/12	86,892	99,041	0.54
75,000	CHESAPEAKE ENERGY CV 2.75% 15/11/35	56,010	75,839	0.41
48,000	DR HORTON CV 2% 15/05/14	56,385	55,886	0.30
		385,092	385,503	2.09

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)				
FLOATING RATE NOTE				
310,000	SWISS AMERIC CV FRN 21/11/21 REGS	267,560	258,875	1.41
		267,560	258,875	1.41
PREFERRED SHARES				
107	BK OF AMERICA CV PFD 7.25% 31/12/49	115,622	90,950	0.49
		115,622	90,950	0.49
	Country Total	768,274	735,328	3.99
BRITISH VIRGIN ISLANDS				
CONVERTIBLE BOND				
580,000	SHERSON LIMITED CV 0% 04/06/14	75,996	76,334	0.42
100,000	CHAMPION PATH CV 0% 28/10/15	13,289	13,193	0.07
90,000	PB ISSUER LTD CV 3.3% 01/02/13	84,250	85,950	0.47
	Country Total	173,535	175,477	0.96
	SUB-TOTAL	10,622,542	12,022,732	65.46
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET				
CANADA				
CONVERTIBLE BOND				
239,000	KINROSS GOLD CV 1.75% 15/3/28 144A	244,655	254,344	1.39
	Country Total	244,655	254,344	1.39
CAYMAN ISLANDS				
CONVERTIBLE BOND				
19,000,000	KEYSTONE CAPITAL CV 0.1% 04/04/13	194,599	205,923	1.12
187,000	TRANSOCEAN INC CV 1.5% 15/12/37	173,649	181,507	0.99
171,000	TRANSOCEAN INC CV 1.5% 15/12/37	163,423	162,987	0.89
1,000	TRANSOCEAN INC CV 1.625% 15/12/37	1,076	989	0.01
	Country Total	532,747	551,406	3.01
JERSEY				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	DANA GAS CV 7.5% 31/10/12	99,000	89,263	0.49
	Country Total	99,000	89,263	0.49
LUXEMBOURG				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	INTRALOT LUX SA CV 2.25% 20/12/13	156,855	135,975	0.74
47,000	ARCELORMITTAL SA CV 5% 15/05/14	47,000	68,503	0.37
	Country Total	203,855	204,478	1.11

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)				
NETHERLANDS ANTILLES				
CONVERTIBLE BOND				
90,000	TEVA PHARM FIN CV 1.75% 01/02/26	101,098	102,600	0.56
	Country Total	101,098	102,600	0.56
PANAMA				
CONVERTIBLE BOND				
177,000	CARNIVAL CORP CV 2% 15/04/21	158,764	189,070	1.03
	Country Total	158,764	189,070	1.03
UNITED ARAB EMIRATES				
STRAIGHT FIXED BOND				
100,000	NAKHEEL DEVELOP 2.75% 15/01/11	100,000	80,000	0.43
	Country Total	100,000	80,000	0.43
UNITED KINGDOM				
CONVERTIBLE BOND				
300,000	VEDANTA RES JERSEY CV 5.5% 13/07/16	300,000	336,000	1.83
	Country Total	300,000	336,000	1.83
UNITED STATES OF AMERICA				
CONVERTIBLE BOND				
371,000	NEWMONT MINING CV 1.25% 15/07/14	380,952	441,420	2.40
388,000	NETAPP INC 1.75% 01/06/13	308,932	416,045	2.26
268,000	SYMANTEC CORP CV 1% 15/06/13	244,744	282,234	1.54
262,000	RAYONIER TRS HDG CV 3.75% 15/10/12	252,015	277,065	1.51
269,000	LIBERTY MEDIA CV 0.75% 30/03/23	273,234	269,794	1.47
175,000	EMC CORP CV 1.75% 01/12/13	171,850	214,555	1.17
127,000	US STEEL CORP CV 4% 15/05/14	134,740	206,250	1.12
163,000	GILEAD SCIENCES CV 0.5% 01/05/11	193,482	204,304	1.11
201,000	AMGEN INC CV 0.375% 01/02/13	197,559	203,786	1.11
202,000	AMGEN INC CV 0.125% 01/02/11	182,831	201,500	1.10
218,000	XILINX INC CV 3.125% 15/03/37	153,425	191,666	1.04
187,000	INTEL CORP CV 2.95% 15/12/35	165,384	168,300	0.92
142,000	INVITROGEN CORP CV 1.5% 15/02/24	137,588	156,099	0.85
145,000	PEABODY ENERGY CV 4.75% 15/12/41	109,016	127,760	0.70
96,000	ARCHER-DANIELS CV 0.875% 15/02/14	77,973	93,005	0.51
64,000	TEVA PHARM FIN CV 0.25% 01/02/26	64,270	73,603	0.40
52,000	INTL GAME TECH CV 3.25% 1/5/14 144A	52,000	67,991	0.37
39,000	TEXTRON INC CV 4.5% 01/05/13	39,000	63,373	0.34
65,000	SANDISK CORP CV 1% 15/05/13	45,263	51,610	0.28
38,000	ALLEGHENY TECH CV 4.25% 01/06/14	38,000	45,326	0.25
44,000	MEDTRONIC INC CV 1.625% 15/04/13	39,329	43,450	0.24

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)				
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)				
CONVERTIBLE BOND (CONTINUED)				
44,000	NASDAQ STOCK MARKET 2.5% CV 15/8/13	44,566	38,397	0.21
37,000	TECH DATA CORP CV 2.75% 15/12/26	38,018	38,577	0.21
24,000	EASTMAN KODAK CV 7% 01/04/17 144A	25,900	24,306	0.13
12,000	AMR CORP CV 6.25% 15/10/14	12,000	12,668	0.07
5,000	CEPHALON INV CV 2.5% 01/05/14	5,000	5,247	0.03
1,000	MEDTRONIC INC CV 1.5% 15/04/11	992	996	0.01
	Country Total	3,388,063	3,919,327	21.35
	SUB-TOTAL	5,128,182	5,726,488	31.20
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES				
JAPAN				
CONVERTIBLE BOND				
5,000,000	HOSIDEN CORP CV 0% 30/01/14	54,763	61,089	0.33
	Country Total	54,763	61,089	0.33
KOREA				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	KCC CORP 0% 30/10/12	100,000	100,968	0.55
	Country Total	100,000	100,968	0.55
SINGAPORE				
CONVERTIBLE BOND				
100,000	OLAM INTL LTD CV 1.2821% 03/07/13	100,000	166,498	0.91
	Country Total	100,000	166,498	0.91
	SUB-TOTAL	254,763	328,555	1.79
	TOTAL INVESTMENTS	16,005,487	18,077,775	98.45

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Economic and Geographical Division of Investments

at September 30, 2009

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
ARUBA	
NON-FERROUS METALS	0.63
	0.63
AUSTRALIA	
NON-FERROUS METALS	0.31
	0.31
BELGIUM	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.51
COMPUTER HARDWARE & NETWORKING	0.08
	0.59
BERMUDA	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.60
PETROLEUM	0.57
	1.17
CANADA	
MINING, COAL & STEEL	1.47
NON-FERROUS METALS	1.39
	2.86
CAYMAN ISLANDS	
PETROLEUM	2.40
MORTGAGE & FUNDING INSTITUTION(MBS)	1.29
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	1.12
REAL ESTATE	0.82
	5.63
CHINA	
PETROLEUM	1.09
	1.09
FRANCE	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	3.32
INTERNET & SOFTWARE SERVICES	2.37
TELECOMMUNICATIONS	1.72
REAL ESTATE	1.59
CHEMICALS	1.22
TRANSPORTATION	0.95
ELECTRICAL APPLIANCES & COMPONENTS	0.79
VEHICLES	0.71
MISCELLANEOUS SERVICES	0.64
FOOD & SOFT DRINKS	0.55
PETROLEUM	0.30
ELECTRONICS & SEMICONDUCTORS	0.22
	14.38

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
GERMANY	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	0.84
ELECTRICAL APPLIANCES & COMPONENTS	0.11
	<u>0.95</u>
HUNGARY	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.84
	<u>0.84</u>
INDIA	
MINING, COAL & STEEL	1.71
TELECOMMUNICATIONS	1.15
UTILITIES	0.45
	<u>3.31</u>
ISLE OF MAN	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	1.21
	<u>1.21</u>
ITALY	
MISCELLANEOUS CONSUMERS GOODS	0.47
	<u>0.47</u>
JAPAN	
TOBACCO & ALCOHOLIC DRINKS	1.85
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	1.01
VEHICLES	0.94
RETAIL TRADE, DEPARTMENT STORES	0.89
COMPUTER HARDWARE & NETWORKING	0.66
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.42
TRANSPORTATION	0.36
ELECTRONICS & SEMICONDUCTORS	0.33
PHOTOGRAPHIC & OPTICS	0.30
	<u>6.76</u>
JERSEY	
NON-CLASSIFIABLE/ED INSTITUTION	2.65
MINING, COAL & STEEL	1.07
PHARMACEUTICALS, COSMETICS & MEDICAL	1.03
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.55
	<u>5.30</u>
KOREA	
BUILDING MATERIALS & TRADE	0.55
	<u>0.55</u>
LUXEMBOURG	
MINING, COAL & STEEL	3.16
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	2.51
NON-CLASSIFIABLE/ED INSTITUTION	0.74
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	0.69
	<u>7.10</u>

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
MALAYSIA	
NON-CLASSIFIABLE/ED INSTITUTION	3.11
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	2.48
MISCELLANEOUS SERVICES	0.54
	<u>6.13</u>
NETHERLANDS	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	1.04
	<u>1.04</u>
NETHERLANDS ANTILLES	
PHARMACEUTICALS, COSMETICS & MEDICAL	0.56
	<u>0.56</u>
NORWAY	
PETROLEUM	0.93
	<u>0.93</u>
PANAMA	
LODGING, CATERING & LEISURE INDUSTRY	1.03
	<u>1.03</u>
SINGAPORE	
MISCELLANEOUS TRADE COMPANIES	1.49
REAL ESTATE	0.72
	<u>2.21</u>
SPAIN	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	0.82
	<u>0.82</u>
UNITED ARAB EMIRATES	
REAL ESTATE	0.43
	<u>0.43</u>
UNITED KINGDOM	
NON-FERROUS METALS	2.32
NON-CLASSIFIABLE/ED INSTITUTION	1.83
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	1.70
	<u>5.85</u>

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA	
BIOTECHNOLOGY	4.20
COMPUTER HARDWARE & NETWORKING	3.71
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	2.45
PRECIOUS METALS & STONES	2.40
ELECTRONICS & SEMICONDUCTORS	2.17
MINING, COAL & STEEL	2.07
INTERNET & SOFTWARE SERVICES	1.54
TELECOMMUNICATIONS	1.47
INSURANCES	1.41
PETROLEUM	1.26
PHARMACEUTICALS, COSMETICS & MEDICAL	0.78
FOOD & SOFT DRINKS	0.51
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	0.50
LODGING, CATERING & LEISURE INDUSTRY	0.37
BUILDING MATERIALS & TRADE	0.30
PHOTOGRAPHIC & OPTICS	0.13
TRANSPORTATION	0.07
	25.34
BRITISH VIRGIN ISLANDS	
NON-CLASSIFIABLE/ED INSTITUTION	0.54
REAL ESTATE	0.42
	0.96
TOTAL INVESTMENTS	98.45

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2008年９月30日終了年度】**①【貸借対照表】****野村JPMワールドCBファンド****純資産計算書**

2008年９月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券一時価 （取得価額：24,154,607米ドル）	2	20,622,159	1,851,251
現金預金		2,894,598	259,848
未収収益		101,868	9,145
ブローカーからの未収金		51,973	4,666
資産合計		23,670,598	2,124,910
負債			
ファンド証券買戻未払金		221,324	19,868
未払費用	8	150,790	13,536
ブローカーへの未払金		125,739	11,288
負債合計		497,853	44,692
純資産総額		23,172,745	2,080,217
発行済受益証券数		2,457,216口	
１口当り純資産価格		9.43米ドル	847円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年9月30日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
期首純資産		34,526,957	3,099,485
収益			
債券に係る受領利息		343,406	30,828
受領配当金－源泉税控除後		64,477	5,788
預金に係る受領利息		36,193	3,249
収益合計		444,076	39,865
費用			
管理報酬および投資顧問報酬	3	251,830	22,607
代行協会員報酬	4	175,502	15,755
海外登録費用		54,415	4,885
保管報酬および管理事務代行報酬	5	42,516	3,817
専門家報酬		40,668	3,651
設立費償却	2	36,248	3,254
年次税	9	13,554	1,217
法務報酬		13,162	1,182
コルレス銀行報酬		10,425	936
現金支出費		8,767	787
その他の費用		7,445	668
費用合計		654,532	58,757
純投資損失		(210,456)	(18,893)
外貨に係る実現純損失		(115,703)	(10,387)
投資証券に係る実現純利益		1,111,606	99,789
当期実現純利益		995,903	89,402
投資証券に係る未実現純損益の変動		(5,719,834)	(513,469)
当期末実現純損失		(5,719,834)	(513,469)
運用の結果による純資産の減少		(4,934,387)	(442,960)
受益証券の発行手取金	6	8,818,528	791,639
受益証券の買戻支払金	6	(13,198,089)	(1,184,792)
		(4,379,561)	(393,153)
受益者への支払分配金	7	(2,040,264)	(183,154)
期末純資産		23,172,745	2,080,217

添付の注記は当財務書類の一部である。

野村JPMワールドCBファンド

財務書類に対する注記

2008年9月30日に終了した年度

注1－ファンド

野村JPMワールドCBファンド（以下「ファンド」という。）は、2004年4月4日に設立され、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグ大公国において組成された。ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産からおよび管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から区分されている。

ファンドの受益証券（「受益証券」）の所有は、ファンドによって保有される投資証券の広範囲にわたる投資を有する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日の改正済ルクセンブルグ法のパートIIの下で適格性を有している。

ファンドの目的は、主として世界各国のCB（転換社債）に分散投資することにより、受益者に投資収益を提供することである。ファンドはまた、その資産の3分の1まで株式、債券、ワラントおよび短期金融商品に投資することができる。

ファンドは、2014年9月30日までの存続期間で設定されている。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成されている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場における直近の終値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらずもしくは規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および／または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。2008年9月30日現在、流通市場が存在しない場合、一部の証券は、管理事務代行会社が最も正確かつ保守的な評価方法とみなす単一のブローカーの値付けを利用して評価された。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に経過利息を付して評価される。
- (e) 1年以内の残存満期を有する短期投資商品は、(i) 市場価格で、または(ii) かかる市場価格が入手できないかもしくは公正な市場価格を反映していない場合には償却原価で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

米ドル以外の通貨建てのすべての資産および負債は、年度末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

外貨建て収益および費用は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

設立費

ファンドの設立費用は、5年を超えない期間にわたって償却される。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、その投資顧問業務に関して、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.85%以下の投資顧問報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

注４－代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.60%以下の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注５－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従ってファンドの純資産の平均額に基づき、ファンドの資産から結合報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むが、それらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注６－発行および買戻しの条件**受益証券の発行**

ファンド証券１口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間の正午までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の１口当りの純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の３％以下の販売手数料を付したものである。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

受益証券の買戻し

受益者は、評価日にいつでもファンド証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は、管理会社または販売会社に対し書面でなされなければならない。ファンド証券１口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間の正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の１口当りの純資産価格に等しい。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻し手数料は請求されない。

注７－分配

管理会社は、投資収益および実現売買益からの半期、年次またはその他の分配金を宣言することができ、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要があるとみなす場合には分配可能なその他の資金から分配を行うことができる。

管理会社は、ファンドの各会計年度の３月と９月の最終評価日現在の受益者に対して、主として純投資収益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で要求される投資信託の純資産の最低額の米ドル相当額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2008年９月30日に終了した年度中に、ファンドは受益者に対し2,040,264米ドルの分配金総額を支払った。

注８－未払費用

	(米ドル)
管理報酬および投資顧問報酬	57,707
代行協会員報酬	40,215
専門家報酬	33,769
保管報酬および管理事務代行報酬	9,396
海外登録費用	4,797
年次税	2,897
現金支出費	2,009
未払費用	<u>150,790</u>

注９－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額に対し年率0.05%の年次税("taxe d'abonnement")を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注10－購入および売却

当財務書類が対象とする当年度にファンドが行った購入および売却の一覧表は含まれていないが、完全なレポートはルクセンブルグにおける管理会社の登記上の事務所で入手できる。

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Statement of Net Assets
at September 30, 2008
(expressed in U.S. Dollar)

	Note	USD
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 24,154,607)	2	20,622,159
Cash at banks		2,894,598
Accrued income		101,868
Receivable from brokers		51,973
Total Assets		23,670,598
LIABILITIES		
Payable for repurchases		221,324
Accrued expenses	8	150,790
Payable to brokers		125,739
Total Liabilities		497,853
TOTAL NET ASSETS		23,172,745
NUMBER OF UNITS OUTSTANDING		2,457,216
NET ASSET VALUE PER UNIT		9.43

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended September 30, 2008
(expressed in U.S. Dollar)

	Note	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		34,526,957
INCOME		
Interest received on bonds		343,406
Dividends received - net of withholding tax		64,477
Interest received on cash at banks		36,193
Total Income		444,076
EXPENSES		
Management and advisory fees	3	251,830
Agent company fees	4	175,502
Overseas registration fees		54,415
Custodian and administrator fees	5	42,516
Professional fees		40,668
Amortisation of formation expenses	2	36,248
Subscription tax	9	13,554
Legal fees		13,162
Correspondent bank fees		10,425
Out-of-pocket expenses		8,767
Other expenses		7,445
Total Expenses		654,532
NET INVESTMENT LOSS		(210,456)
Net realised loss on foreign currencies		(115,703)
Net realised profit on investments		1,111,606
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		995,903
Change in net unrealised result on investments		(5,719,834)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(5,719,834)
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(4,934,387)
Proceeds from subscription of units	6	8,818,528
Payments for repurchase of units	6	(13,198,089)
		(4,379,561)
Distributions paid to unitholders	7	(2,040,264)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		23,172,745

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA JPM WORLD CB FUND

Notes to the Financial Statements
for the year ended September 30, 2008

Note 1 - The Fund

Nomura JPM World CB Fund (hereinafter referred to as the "Fund") was incorporated on April 4, 2004 and is organized in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (fonds commun de placement). The Fund is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated under Luxembourg laws and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The ownership of a Unit in the Fund ("Units") affords the Unitholders the opportunity of having their investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividends, repurchase, and liquidation proceeds. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders.

The Fund qualifies under Part II of the amended Luxembourg law of December 20, 2002 on collective investment undertakings.

The objective of the Fund is to provide the Unitholders with a return by investing primarily in a diversified portfolio of convertible bonds throughout the world. The Fund may also invest up to one third of its assets in equities, bonds, warrants on equities and money market instruments.

The Fund has been established for a period expiring on September 30, 2014.

Note 2 - Significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last closing price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price.
- (c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices. As of September 30, 2008, in the absence of a liquid market certain securities were valued using single broker quotes considered as the most accurate and conservative method of pricing by the Administrator.
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.
- (e) Short-term investments that have a remaining maturity of one year or less are valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortised cost.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognized on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined

on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

All assets and liabilities not expressed in United States Dollars have been translated into United States Dollars at the year-end exchange rates.

Income and expenses in foreign currencies are translated into United States Dollars at exchange rates prevailing on the transaction dates.

Cost of investment securities expressed in currencies other than United States Dollars is translated into United States Dollars at the exchange rate applicable on the purchase date.

FORMATION EXPENSES

The costs incurred in the setting-up of the Fund are amortized over a period not exceeding five years.

Note 3 - Management and advisory fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.01% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser receives for its advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate of up to 0.85% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of up to 0.60% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Custodian and Administrator fees

The Custodian and Administrator are entitled to receive out of the assets of the Fund, a combined fee based on the average net assets of the Fund in accordance with usual practice in Luxembourg.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 6 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

The issue price per Unit will be the net asset value per Unit determined on the Valuation Day on which the application for purchase of Units is received by the Management Company (provided that such application is received prior to 12p.m., Luxembourg time, on that day), plus a sales charge of up to 3% of the net asset value in favor of banks and financial institutions acting in connection with the placing of the Units. The sales charge shall in no case exceed the maximum permitted by the laws, regulations and practice of any country where the Units are sold.

Repurchase of Units

Unitholders may request repurchase of their Units on any Valuation Day. Application for repurchase must be made in writing to the Management Company or the Distributor. The repurchase price per Unit will be equal to the net asset value of Units determined on the Valuation Day on which the request is received by the Management Company, provided the request is received prior to 12 noon, Luxembourg time, on that day. Any repurchase request received after 12 noon, Luxembourg time is deemed to be accepted on the following Valuation Day. No repurchase fee will be charged.

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare semi-annual, annual or other interim distributions out from the investment income and realized capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders, mainly from net investment income, on the last Valuation Day of the months of March and September in each financial year of the Fund.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

During the year ended September 30, 2008, the Fund paid a total distribution amount of USD 2,040,264 to Unitholders.

Note 8 - Accrued expenses

	USD
Management and advisory fees	57,707
Agent company fees	40,215
Professional fees	33,769
Custodian and Administrator fees	9,396
Overseas registration fees	4,797
Subscription tax	2,897
Out-of-pocket expenses	2,009
Accrued expenses	<u>150,790</u>

Note 9 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 10 - Purchases and Sales

A schedule of purchases and sales made by the Fund for the year covered by the financial statements has not been included, but a complete report is available from the registered office of the Management Company in Luxembourg.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2010年1月末日現在)

	米ドル	千円（IV、Vを除く）
I 資産総額	17,091,870	1,534,337
II 負債総額	331,421	29,752
III 純資産総額（I－II）	16,760,449	1,504,586
IV 発行済口数	1,464,825口	
V 1口当り純資産価格（III／IV）	11.44	1,027円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンド受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	43,951,914 (43,951,914)	1,286,356 (1,286,356)	42,665,558 (42,665,558)
第2会計年度	5,564,473 (5,564,473)	32,021,762 (32,021,762)	16,208,269 (16,208,269)
第3会計年度	340,548 (340,548)	12,262,217 (12,262,217)	4,286,600 (4,286,600)
第4会計年度	232,450 (232,450)	1,685,250 (1,685,250)	2,833,800 (2,833,800)
第5会計年度	772,126 (772,126)	1,148,710 (1,148,710)	2,457,216 (2,457,216)
第6会計年度	112,300 (112,300)	989,239 (989,239)	1,580,277 (1,580,277)

（注）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,687万円）で、2010年1月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約312万円）の記名株式15株を発行済です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役であることを要しない秘書役1名を選出することができます。さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要と見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一ないし複数の書類から構成され、かかる書面はすべて取締役により署名されます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

投資顧問会社は管理会社に投資助言業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

(2010年1月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
松本晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 取締役社長
安間 豊	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 取締役兼ジェネラル・マネジャー
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、 パートナー
アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が、ジェネラル・マネジャーとして任命されています。上記の他、管理会社の従業員は
いません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登録所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ 大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。

管理会社の目的は、ファンドおよびその他の投資信託を受益者を代理して運用することです。管理会社は、ファンドを代理して、有価証券の売買、買付および交換等の管理・運用業務を実行し、ファンドの資産に直接または間接に関連するすべての権利を行使することができます。

管理会社は、ファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資助言サービスの提供を投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2010年1月末日現在105本の外国投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,018,269,229.66米ドル
		2	478,731,535.82ユーロ
		1	2,573,111,605.28オーストラリアドル
		1	110,609,783.82カナダドル
		1	1,206,624,736.50ニュージーランド・ドル
		1	105,911,487.19英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	2,809,101,601.21米ドル
		8	278,568,978.04ユーロ
		3	27,331,148.41英ポンド
		5	759,521,318.67ニュージーランド・ドル
		12	40,356,395,317円
		4	49,599,468.12カナダドル
		8	1,842,287,086.33オーストラリアドル
ケイマン	その他	22	141,628,580,760円
		3	749,100,394.55オーストラリアドル
		12	368,652,843.42米ドル
		1	40,267,616.83ユーロ
		1	373,290,730.56ニュージーランド・ドル
		1	148,730,941.71南アフリカ・ランド

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2010年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.99円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2009年３月31日		2008年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	831,196	103,891	892,242	111,521
流動資産				
１年以内期限到来未収債権	184,678	23,083	182,028	22,752
現金預金	13,298,014	1,662,119	12,344,496	1,542,939
未収納税引当金（注６）	247,094	30,884	—	—
先渡為替契約未実現純利益	—	—	3,974	497
未収収益	248	31	3,848	481
	<u>14,561,230</u>	<u>1,820,008</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,678,189</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	46,871	375,000	46,871
法定準備金（注５）	37,500	4,687	37,500	4,687
その他の準備金（注５）	1,363,000	170,361	1,147,000	143,364
繰越利益（注５）	11,549,603	1,443,585	9,822,150	1,227,671
当期利益	1,215,754	151,957	1,943,453	242,912
	<u>14,540,857</u>	<u>1,817,462</u>	<u>13,325,103</u>	<u>1,665,505</u>
債務引当金				
納税引当金（注６）	—	—	86,485	10,810
未払金				
未払費用（注７）	18,975	2,372	15,000	1,875
先渡為替契約未実現純損失（注11）	1,398	175	—	—
	<u>14,561,230</u>	<u>1,820,008</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,678,189</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2009年３月31日終了年度		2008年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	65,111	8,138	35,929	4,491
金融資産の評価調整（注３）	79,321	9,914	138,237	17,278
純為替差損（注８）	107,892	13,485	—	—
金融資産売却実現損失	5,597	700	—	—
所得税（注６）	334,897	41,859	384,605	48,072
当期利益	1,215,754	151,957	1,943,453	242,912
費用合計	1,808,572	226,053	2,502,224	312,753
収益				
純売上高	1,386,234	173,265	1,611,735	201,451
その他の利息および類似収益	362,654	45,328	436,569	54,567
純為替差益（注８）	—	—	93,817	11,726
金融資産売却実現利益	—	—	213,644	26,703
金融資産からの収益（注９）	59,684	7,460	146,459	18,306
収益合計	1,808,572	226,053	2,502,224	312,753

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2009年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主たる活動は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。

為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち低価な方もしくは高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行う理由が当てはまらなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に記帳される。受取利息は、発生主義に基づいて記帳される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の一定の期日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場

で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

	2009年3月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,249,128
期中取得額	72,460
期中処分額	(54,185)
期末現在	1,267,403
評価調整	
期首現在	(352,912)
期中評価調整	(79,321)
為替の影響	(3,974)
期末現在	(436,207)
期末純評価額	831,196
期末市場価格	840,269

注4－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注5－準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	—	—	1,943,453
準備金の取毀し	—	—	—
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8 a項に従い、当社は、当期の法人所得税を上回らない金額まで当年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2009年3月31日現在、分配不能準備金は、2000年から2008年までの年度に控除された資産税の6倍を表す金額である1,363,000ユーロになっている。

2008年に、2000年および2001年の資産税準備金が、総額89,000ユーロ取り毀された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金に割当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない財務期間に関して当社が見積もった税金債務（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。税金債務に比べて前払

金が超過した場合、正味金額が「未収納税引当金」として貸借対照表に計上される。

注7－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに先渡為替契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差（損）益

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	(102,520)	90,838
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下を構成している。

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年および2008年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－先渡為替契約

貸借対照表日現在、未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日一月一年)	未実現損失 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	584,293	米ドル	775,450	30-06-09	(1,105)
ユーロ	118,260	日本円	15,373,820	30-06-09	(293)
					<u>(1,398)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年3月31日に終了した事業年度に362,655ユーロの利息が生じた（2008年：436,569ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2009</i>	<i>March 31, 2008</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	831,196	892,242
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	184,678	182,028
Cash at banks	13,298,014	12,344,496
Receivable provision for taxation (note 6)	247,094	-
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	-	3,974
ACCRUED INCOME	248	3,848
	14,561,230	13,426,588
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,147,000
Profit brought forward (note 5)	11,549,603	9,822,150
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
	14,540,857	13,325,103
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	-	86,485
ACCRUALS		
Accrued expenses (note 7)	18,975	15,000
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	1,398	-
	14,561,230	13,426,588

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2009
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
CHARGES		
Other operating charges	65,111	35,929
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	79,321	138,237
Net exchange loss (note 8)	107,892	-
Realised loss on sales of financial assets	5,597	-
Income taxes (note 6)	334,897	384,605
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
Total charges	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>
INCOME		
Net turnover	1,386,234	1,611,735
Other interest and similar income	362,654	436,569
Net exchange gain (note 8)	-	93,817
Realised gain on sales of financial assets	-	213,644
Income from financial assets (note 9)	59,684	146,459
Total income	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2009

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

	March 31, 2009 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,249,128
acquisitions during the year	72,460
disposals during the year	(54,185)

at the end of the year	<u>1,267,403</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(352,912)
value adjustments for the year	(79,321)
foreign exchange impact	(3,974)
at the end of the year	<u>(436,207)</u>
Net value at the end of the year	<u>831,196</u>
Market value at the end of the year	<u>840,269</u>

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150
Previous year's profit	-	-	1,943,453
Release of Reserve	-	-	-
Appropriation of profit	-	216,000	(216,000)
Balance as at March 31, 2009	<u>37,500</u>	<u>1,363,000</u>	<u>11,549,603</u>

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2009, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing six times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as “Receivable provision for taxation”.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized loss on forward foreign exchange contracts.

Note 8 - Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended March 31, 2009 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>
Realised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(102,520)	90,838
Change in unrealised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

Note 9 - Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2009 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>
Dividend received	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2009 and 2008.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Loss in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	584,293	USD	775,450	30-Jun-09	(1,105)
EUR	118,260	JPY	15,373,820	30-Jun-09	(293)
					<u>(1,398)</u>

Note 12 - Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 362,655 for the year ended March 31, 2009 (2008: 436,569). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2010年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.99円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2009年9月30日		2008年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	961,529	120,182	893,294	111,653
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	210,472	26,307	235,040	29,378
現金預金	13,959,317	1,744,775	12,783,739	1,597,840
納税引当金（注6）	17,014	2,127	64,334	8,041
未収収益	12	1	1,159	145
	<u>15,148,344</u>	<u>1,893,392</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,747,056</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	46,871	375,000	46,871
法定準備金（注5）	37,500	4,687	37,500	4,687
その他の準備金（注5）	1,363,000	170,361	1,363,000	170,361
繰越利益（注5）	12,765,357	1,595,542	11,549,603	1,443,585
当期利益	598,287	74,780	637,463	79,677
	<u>15,139,144</u>	<u>1,892,242</u>	<u>13,962,566</u>	<u>1,745,181</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	—	—
未払費用（注7）	9,200	1,150	15,000	1,875
	<u>15,148,344</u>	<u>1,893,392</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,747,056</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2009年9月30日終了期間		2008年9月30日終了期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他の営業費用	29,503	3,688	14,410	1,801
金融資産の評価調整／（戻入） （注3）	(92,497)	(11,561)	13,711	1,714
金融資産売却実現損失	2,960	370	457	57
純為替差損（益）（注8）	(45,514)	(5,689)	36,343	4,543
所得税（注6）	234,144	29,266	296,858	37,104
当期利益	598,287	74,780	637,463	79,677
費用合計	726,883	90,853	999,242	124,895
収益				
純売上高（注1）	694,055	86,750	728,883	91,103
その他の利息および類似収益	16,225	2,028	244,014	30,499
金融資産からの収益（注9）	16,603	2,075	26,345	3,293
収益合計	726,883	90,853	999,242	124,895

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2009年9月30日に終了した期間

注1 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。管理会社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

－ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。

－ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額かまたは現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期事業期間中に受領されるが今期事業期間に関連する収益が含まれている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

(ユーロ)

取得価額	
期首現在	1,267,403
期中取得額	50,038
期中処分額	(12,139)
期末現在	1,305,302
評価調整	
期首現在	(436,207)
期中評価調整	92,497
為替の影響	(63)
期末現在	(343,773)
期末純評価額	961,529
2009年9月30日現在市場価額	961,592

注4－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注5－準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前年度の利益	—	—	1,943,453
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
年度末後再配分			
前期の利益	—	—	1,215,754
2009年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	12,765,357

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8 a項に従い、当社は、年度の法人所得税を上回らない金額まで当該年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2009年9月30日現在、分配不能準備金は、2000年から2008年までの年度に控除された資産税の6倍を表す金額である1,363,000ユーロになっている。

2008年に、2000年および2001年の資産税準備金が、総額89,000ユーロ取り毀された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金に割当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注7－未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに先渡為替契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差（損）益

	2009年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	44,180	(18,071)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益	1,334	(18,272)
	<u>45,514</u>	<u>(36,343)</u>

注9－金融資産からの収益

	2009年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)
受取配当金	16,603	26,345
	<u>16,603</u>	<u>26,345</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－未決済先渡為替契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現（損）益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	614,035	米ドル	898,211	30-12-09	(341)
ユーロ	110,429	日本円	14,440,146	30-12-09	278
					<u>(63)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年9月30日に終了した期間に16,225ユーロの利息が生じた（2008年：244,014ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資顧問会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社
資本金の額	2010年１月末日現在、17,180百万円
事業の内容	野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月１日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併、その後2000年11月１日に野村アセットマネジメント株式会社と名称を改めました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、日本国内および海外の多様な投資家に投資信託、投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2009年12月末現在の国内外の株式・債券などの運用資産は21兆9,419億円となっています。 管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメント株式会社は投資顧問会社として、ファンド資産の投資を行ないます。 投資顧問会社は、管理会社の承認を得て、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドを副投資顧問会社として指名し、ファンド資産の運用の指図に関する権限を委託しました。ただし、投資顧問会社は、委託した業務に関して、副投資顧問会社の行為についても責任を負います。

（２）副投資顧問会社

名称	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)
資本金の額	2009年12月末現在、2,400万ポンド（3,474百万円） （注）ポンドの円貨換算は、2010年１月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場（１ポンド＝144.75円）によります。
事業の内容	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドは、1974年２月27日に英国において設立されました。 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドは、米国のＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の運用会社の一つであり、投資運用、投資顧問および関連業務を、野村ＪＰＭワールドＣＢファンドのような投資信託を含む幅広い顧客に提供しています。ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの投資業務は、英国の金融サービス機構により認可され、規制されています。

（３）保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

名称	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2010年１月末日現在、2,800万ユーロ（約35億円）
事業の内容	1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

(4) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村證券株式会社
資本金の額	2010年1月末日現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2010年1月末現在、日本国内に172の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社はファンドに関する投資助言業務を行います。

(2) 副投資顧問会社

副投資顧問会社はファンドに関する副投資顧問業務を行います。

(3) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行業務（純資産価額の計算を含みます。）等を行います。

(4) 日本における販売会社および代行協会員

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(2) 副投資顧問会社

該当事項はありません。

(3) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

管理会社の株式のすべてを、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

(4) 日本における販売会社および代行協会員

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パートIファンド	2002年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85／611／E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入）一かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2002年法パートIIに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

1. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（70兆8,943億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（124兆526億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	602,577	4,463	557,830	9,284	1,160,407
2002	4,358	544,706	4,087	510,834	8,445	1,055,541
2003	4,662	582,703	4,871	608,826	9,533	1,191,530
2004	5,040	629,950	6,023	752,815	11,062	1,382,639
2005	6,243	780,313	9,009	1,126,035	15,252	1,906,347
2006	6,813	851,557	11,635	1,454,259	18,449	2,305,941
2007	7,487	935,800	13,107	1,638,244	20,594	2,574,044
2008	5,672	708,943	9,925	1,240,526	15,597	1,949,469

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、2010年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.99円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“CSSF”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「SIFs」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってUCISに区分されている。SIFsは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS

パートII その他の投資信託

パートIII 外国の投資信託

パートIV 管理会社の認可

パートV UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（UCIs）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートIファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS

d) 2002年法第5章によりパートI UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート I の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート I ファンドおよびパート II ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託 (investment companies)
 - － 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - － 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下参照）に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- － FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- － 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- － 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) FCPの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。

(j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I Sに適用される制限とを明確に区別している。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) U C I T Sは、通達85/611/E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかる投資信託は、金融監督委員会がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/E E Cの要件と同等であること。
- かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているU C I T Sまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のU C I T Sまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。

(3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（「O T Cデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- U C I T Sが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T Sの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- O T Cデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- O T Cデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するU C I T Sに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたU C I T Sと洗練されていないU C I T Sを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) U C I T Sは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方政府、E U加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、E U非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはE U加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) E C法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE C法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品

- 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) U C I T Sは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、O T Cデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。U C I T Sは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T Sは、以下の(10) (e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T Sが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、U C I T Sは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのO T Cデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、E U加盟国、その地方自治体、非加盟国、E U加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がE U加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。
- U C I T Sがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該U C I T Sの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。
- (a)、(b)、(c)および (d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲

渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

- (c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければ

ばならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「1996年12月24日付大公規則」)(「大公規則」)は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE(「2007/16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339(「通達」)を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パートIファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される(以下参照)。

2.2.1.2.1. 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店(中央管理機構)および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる(現在はかかる規則は存在しない)。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

- (1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。
管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。
- (2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他のEC加盟国に販売できない。
FCPおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。
(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
 - (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理（年金基金が保有するものも含む）
 - (b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。
- (4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
 - (a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用機能を委託したFCPのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
 - (iii) その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添IVに規定される金額を下回ってはならない。管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。
金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
 - (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果であ

る金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。

(e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。

- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパートIファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、

(i) 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。

(ii) (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。

b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げるものではないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。

f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。

- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。

- b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
- c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
- d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85/611/EECに従い、EU加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託することができる」と重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート I ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他の EU 加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き上げられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当たり純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない（下記参照）。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- － 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議の

ないことを条件とすること。

- － 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- － 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- － 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。）。
- － 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- － 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- － 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- － 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パートIIファンドについては最低一か月に1回とする。）。
- － 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- － ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- － ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

- (1) S I C A Vが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
- － S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- － 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 発起人の氏名
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 払込資本および授權資本の額
- (vi) 募集に際し払い込まれた額
- (vii) 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

（注）1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

- (x) 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- (xii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- (i) 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。
 - (b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべ

ての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、またはかかる証券もしくは証券を表象もしくはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パートIファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- － ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- － 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- － 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- － 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- － 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

(v) 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情

報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97/136（金融監督委員会通達08/348により改正）に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse

de Consignation” にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、(i)その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび(ii)従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCISである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「S I F法」という。）を承認した。

S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するU C I sを更に区別するため、S I F法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「S I F s」という。）と称する。

既存の機関U C I sは、自動的に2007年2月13日付で、S I F法に準拠するS I F sになった。

3.1. 範囲

S I F制度は、(i)その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるU C I sおよび(ii)その設立文書によりS I F制度に服するU C I sに適用される。

S I F sは、リスク分散原則に従う投資信託であり、U C I sとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F sは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/E Cに定める信用機関、通達2004/39/E Cに定める投資会社もしくは通達2001/107/E Cに定める管理会社が行った査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がS I F sへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

E U圏外の統一U C I sについて定める2002年法パートIIと同様に、S I F法は、S I F sが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

S I F sはリスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なU C I sよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるU C I sに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（「F C P」）および変動資本を有する会社型投資信託（「S I C A V」）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- 会社型投資信託（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2002年法に準拠するS I C A V sの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、S I F法が列举する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の

条項に服する。しかし、S I F法は、S I F sについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F sは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I sの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するU C I sについて、金融監督委員会は、設立文書、S I F sの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、S I F法の規定により、S I F sは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、S I F sを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2. 保管受託銀行

U C I sと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 監査人

S I Fの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監

査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFsは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. SIFの税制の特徴

SIFsは、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のUCIsについて、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、SIF法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグUCIsに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、SIF法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

SIFsが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIF法第67条の廃止に従い、会社型SIFsは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成21年3月31日 有価証券届出書／有価証券報告書

平成21年6月30日 半期報告書／有価証券届出書の訂正届出書

企業監査人の報告書

野村JPMワールドCBファンド
の受益者各位
ルクセンブルグ

管理会社の取締役会による我々に対する任命に従って、我々は、野村JPMワールドCBファンドの2008年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（"Reviseur d'entreprises"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（"Institut des réviseurs d'entreprises"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、野村JPMワールドCBファンドの2008年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

デロイト・エス・エイ
企業監査人

ジョニー・イップ
パートナー

2009年1月30日

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'Entreprises

To the Unitholders of
Nomura JPM World CB Fund
Luxembourg

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of Nomura JPM World CB Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at September 30, 2008 and the statement of operations and of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'entreprises

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the Institut des réviseurs d'entreprises. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura JPM World CB Fund as of September 30, 2008 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises

Johnny Yip

Partner

January 30, 2009

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（“Réviseur d'Entreprises”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 13, 2008

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

企業監査人の報告書

野村JPMワールドCBファンド
の受益者各位
ルクセンブルグ

管理会社の取締役会による我々に対する任命に従って、我々は、野村JPMワールドCBファンドの2009年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（"Réviseur d'entreprises"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（"Institut des réviseurs d'entreprises"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、野村JPMワールドCBファンドの2009年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

デロイト・エス・エイ
企業監査人

ジョニー・イップ
パートナー

2009年12月28日

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'Entreprises

To the Unitholders of
Nomura JPM World CB Fund
Luxembourg

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of Nomura JPM World CB Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at September 30, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors' of the Management Company responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'entreprises

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the Institut des réviseurs d'entreprises. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura JPM World CB Fund as of September 30, 2009 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises

Johnny Yip

Partner

December 28, 2009

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（"Réviseur d'Entreprises"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（"Institut des Réviseurs d'Entreprises"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

ルクセンブルグ、2009年4月17日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

Luxembourg, April 17, 2009

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。